

令和4年美浦村告示第12号

令和4年第1回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月1日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和4年3月8日

2. 場 所 美浦村議会議場

### 令和4年第1回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
3月 8日	火	本会議	午前10時	開会 議案上程、一部議案質疑、討論、採決 予算審査特別委員会の設置 請願付託
3月 9日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会（議案審査・調査）
		委員会	午後2時	厚生文教委員会（議案調査）
3月10日	木	休 会	—	議案調査
3月11日	金	休 会	—	議案調査
3月12日	土	休 会	—	議案調査
3月13日	日	休 会	—	議案調査
3月14日	月	委員会	午前10時	予算審査特別委員会（議案審査）
3月15日	火	委員会	午前10時	予算審査特別委員会（議案審査）
3月16日	水	本会議	午前10時	一般質問
3月17日	木	休 会	—	議案調査
3月18日	金	本会議	午前10時	議案質疑、討論、採決 委員長報告、質疑、討論、採決 議案上程、質疑、討論、採決 閉会

## 令和4年第1回美浦村議会定例会提出予定議案説明書

### 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

#### (令和3年度美浦村一般会計補正予算(第8号))

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策等を行うため、令和3年度美浦村一般会計補正予算(第8号)を、地方自治法第179条第1項の規定により1月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

それでは、専決処分を行った令和3年度美浦村一般会計補正予算(第8号)について、事業費の確定による減額等を省き、御説明申し上げます。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,040万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を70億6,544万7,000円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の追加をお願いしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

総務費について申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳事務費で、行政手続きのオンライン化に対応するため、63万8,000円の増額補正をお願いしております。

同じく、新型コロナ対応決済システム導入事業費で、非接触等のキャッシュレス決済に対応した機器を導入するため、164万円を計上しております。

財源につきましては、国庫支出金を全額充当しております。また、本補正において、財源内訳は全額国庫支出金となりますので、以下個別での説明は省略させていただきます。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、新型コロナウイルス感染症により減免を実施予定が、国補助事業に該当することとなったため、234万7,000円の減額補正をいたしております。

同じく、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付費及び事務費で、住民税非課税世帯等の対象者に10万円の給付を行うための費用として、1億7,300万円及び626万円をそれぞれ計上いたしております。

児童福祉費の児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特別給付金の給付費及び事務費で、所得額が超えていたため給付対象外となっている養育者に対し、子ども一人あたり10万円の給付を行うための費用として、1,200万円及び2万5,000円の増額補正をそ

れぞれお願いしております。

続いて、教育費について申し上げます。

教育総務費の事務局費では、新型コロナ教育関連対策事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった修学旅行のキャンセル料を補助するため、28万8,000円を計上しております。

歳入予算につきましては、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました各事業の財源となる補助金となっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

以上、議案第1号 専決処分を行いました令和3年度美浦村一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。御承認くださいますようお願い申し上げます。

#### **議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について**

#### **議案第3号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について**

議案第2号及び議案第3号につきましては、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案でございますので、一括して御説明申し上げます。

美浦村固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条に規定され、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てなどを審議する機関として設置され、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員のうち、2名が3月12日をもって任期満了となることに伴い、古渡和夫氏並びに坂本 薫氏を再度任命することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お二人は、ともに税務職員としての実務経験が長く、知識は豊富であり、温和にして堅実な人柄で住民の人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として必ず御尽力くださるものと確信しております。

なお、経歴につきましては、別紙資料を御覧くださいますようお願いいたします。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

#### **議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命について**

議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命について、御説明申し上げます。

教育委員会教育長の富永 保氏が、令和4年3月31日付けで任期満了となることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

## 議案第5号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約

議案第5号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約につきまして、御説明申し上げます。

本案は、令和4年1月11日に内閣官房長官通知「公用文作成の考え方」の周知について」が発出され、同日から施行されたことに伴い、稲敷市及び稲敷郡内の町村で組織する稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会の規約を改めるため、規約を制定することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げます。

## 議案第6号 村道路線の廃止について

議案第6号 村道路線の廃止について、御説明申し上げます。

今回、村道路線の廃止をお願いする路線は、村道の重複に関係する村道2路線、県道上新田木原線に関係する村道8路線、村道の払下げに伴う1路線の村道でございます。

27ページの廃止路線位置図を御覧ください。

まず、村道1066号線について御説明いたします。

村道1066号線は、旧国道125号から清明川沿いを通り、魚釣り橋より西に延びる延長391.4メートルの道路であります。こちらは、旧125号から国道125号バイパスをつなぐ村道1864号線との重複箇所を解消し、村道路線を再編成するため、一旦、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

次に、村道1069号線について御説明いたします。

村道1069号線は、旧国道125号のJR舟子バス停付近より南方向へ延びる延長474.2メートルの道路であります。こちらの路線につきましても、村道1094号線との重複箇所が確認されており、重複解消の再編成を行うため、一旦、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

次に、28ページの廃止路線位置図を御覧ください。

こちらは、大塚地区から大須賀津地区にかけて、県道上新田木原線が通る地区でございますが、県道と村道の重複箇所が生じたことから、この重複を解消し、村道路線を再編成するため、一旦、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

続きまして、29ページの廃止路線位置図を御覧ください。

こちらは、馬見山農村集落センター南東に位置する村道2612号線です。村道2612号線は、県道大山江戸崎線から馬見山農村集落センターへ延びる村道2608号線へ接続している、延長52.8メートルの道路であります。当該路線は行き止まりとなっているため、一般の方は通行されておらず、今後も同様の利用状況であると考えられる村道で

ございます。

今般、この村道2612号線の接する土地の所有者より、村道の一部払下げの申請がありましたので、美浦村村有財産管理委員会において審議を行いましたところ、払下げを「可」とする結論に至りました。今後、払下げの手続きを進めるにあたりまして、一旦、村道2612号線の廃止をお願いするものでございます。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第7号 村道路線の認定について**

議案第7号 村道路線の認定について、御説明申し上げます。

今回、村道路線の認定をお願いしている路線は、村道の重複に関係する村道3路線、県道上新田木原線に関係する村道15路線、村道の払下げに伴う1路線の村道でございます。

32ページから34ページの認定路線位置図を御覧ください。

「議案第6号 村道廃止について」により、一旦、廃止をお願いした村道の重複、県道と村道の重複、村道の払下げの路線につきまして、認定路線調書及び位置図のとり再編成しましたので、改めて村道認定をお願いするものでございます。

以上、議案第7号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第8号 美浦村村医，統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例**

#### **議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

#### **議案第10号 美浦村統計調査員設置条例の一部を改正する条例**

議案第8号 美浦村村医，統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例、議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第10号 美浦村統計調査員設置条例の一部を改正する条例につきましては関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

議案第8号 美浦村村医，統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例は、近隣市町村の条例にならい、議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表へ移管するにより、廃止するものでございます。

また、議案第10号 美浦村統計調査員設置条例の一部を改正する条例の改正は、将来的に調査区の減少が想定されることから、定数を改正するものでございます。

以上、議案第8号から第10号まで御説明申し上げます。

#### **議案第11号 美浦村条例の読点の表記を改める条例**

議案第11号 美浦村条例読点の表記を改める条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、令和4年1月11日に内閣官房長官通知「「公用文作成の考え方」の周知について」が発出され、同日から施行されたことに伴い、本村の条例においても読点の表記を一括して改めるため、新たに条例を制定するものでございます。

以上、議案第11号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第12号 美浦村行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例**

議案第12号 美浦村行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の発出を始めとして、国や県において行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中で、本村においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第12号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第13号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例**

議案第13号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、第4条の2第1項に規定する納税等報告書の提出期限を、現行の「毎年5月1日から同月末日」から「毎年6月1日から同月末日」に改めるものでございます。

現行の提出期限では、納税が証明書に反映されず、添付書類の納税証明書欄に「納期未到来額」と表示されることから、未納がない納税証明書の提出を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第13号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第14号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

議案第14号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を参考に、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第14号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第15号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

議案第15号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

主な内容は、国民健康保険税の賦課方式及び税率の変更と、子どもの被保険者均等割額を減額する改正となっております。

賦課方式を3方式から2方式に変更することで分かりやすい課税とすることと、子どもの均等割額の減額や保有する基金を活用した適正な税率に改正することで加入者の負担軽減を図るものでございます。

以上、議案第15号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第16号 美浦村債権管理条例**

議案第16号 美浦村債権管理条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、村の債権の管理の適正化を図り、健全な行政運営に資することを目的として、債権管理者は法令等にのっとり村の債権を適正に管理すること、一定の要件のもとで債権の放棄ができること、債権の管理に必要な範囲で保有する個人情報を利用することができること等を定めるものでございます。

以上、議案第16号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第17号 美浦村旅館業を目的とした建築の規制に関する条例を廃止する条例**

議案第17号 美浦村旅館業を目的とした建築の規制に関する条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、旅館業の立地について善良な風俗の保持と、教育環境の向上を図るために昭和57年に制定されたものでございますが、平成6年3月10日の線引き後は、茨城県が旅館業の立地について都市計画法、建築基準法等により適正な審査を行う事になったため、本条例を廃止するものでございます。

以上、議案第17号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第18号 美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例**

議案第18号 美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、文化財保護法の一部が改正され、令和4年4月1日より施行されることに伴い、所要の改正をするもので、条項の追加や条文の整理により章立てが変更となりますことから、条例の全部を改正するものでございます。

主な改正点を申し上げますと、これまでの文化財の「指定制度」に対し、新たな文化財の「地方登録制度」が創設されたこと、また、文化財の保存・活用を地域住民と

共に継続・発展させるため、その根拠となるべき条項を設けたことなどとなります。

次に、文化財保護審議会につきましては、条例本文中に規定しましたことから、現行の「美浦村文化財保護審議会条例」は、附則において廃止するものでございます。

以上、議案第18号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について (大山湖畔公園)**

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年度に指定を予定しております、公の施設の指定管理者につきまして、指定するものでございます。

大山湖畔公園につきましては、株式会社 プロジェクト茨城を指定管理者として指定するものでございます。

また、指定管理期間につきましては、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1か年とし、詳細につきましては協定書の締結をもって取り交わす予定でございます。

以上、議案第19号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)**

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年度に指定を予定しております、公の施設の指定管理者につきまして、指定するものでございます。

地域産品直売所につきましては、水郷つくば農業協同組合を指定管理者として指定するものでございます。

また、指定管理期間につきましては、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1か年とし、詳細につきましては協定書の締結をもって取り交わす予定でございます。

以上、議案第20号につきまして御説明申し上げます。

#### **議案第21号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第9号）**

議案第21号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第9号）につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億7,153万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億3,698万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、令和3年度の最終補正となるため、主に事業費が確定したものを中心に、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

次に、第2条の継続費の補正では、美浦村統合小学校建設に係る基本設計及び実施設計業務を一括契約するため、令和3年度から4年度にかけて継続費の設定をしておりますが、基本設計の費用が確定したことに伴い、年割額を変更いたしております。

次に、第3条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込の事業、新型コロナウイルス関連事業3件及び農業委員会による情報収集等業務効率化支援に伴うタブレット購入事業につきまして、翌年度へ繰越しの御承認をお願いしております。

次に、第4条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の変更をお願いしております。

次に、第5条の地方債の補正では、1件の追加及び6件の限度額の変更をお願いしております。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

初めに、地方債の追加では、蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業が国の補正予算の補助事業に採択されたことにより、今回の補正予算で負担金の追加計上を行い、この国の補正予算対応分の財源としまして、公共事業等債50万円の追加計上をお願いしております。

次の地方債の変更では、村債対象事業費の確定や財源の変更等により、それぞれの事業債で、限度額を変更いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、本年度退職者分の退職手当特別負担金として、3,396万円の計上をいたしております。

続いて、財政調整基金費では、財源不足の調整として、7,523万4,000円の減額をいたしております。

減債基金費では、国の補正予算が成立したことに伴い、普通交付税が追加交付され

たため、交付額の全額にあたる1億6,091万1,000円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の医療福祉費では、医療給付事業費で、執行額の見通しがついたことにより、582万4,000円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、新型コロナワクチン接種事業費で、事業費が確定したことにより、439万8,000円の減額をいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農地費では、土地改良振興事業費で1,189万円、県営土地改良事業負担金で411万8,000円、それぞれ減額をいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業費で下水道事業会計への財源補てんとして、1億3,125万4,000円の増額をお願いしております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、冒頭の継続費でも御説明しました、美浦村統合小学校建設に係る基本設計の費用が確定したこと等の理由により、合計で1,141万8,000円の減額をいたしております。

保健体育費の学校給食費では、学校給食運営事業費で、新型コロナウイルスの影響から各小中学校の休校等により給食の提供を中止したため、合計で554万の減額をいたしております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

初めに、村税について申し上げます。

村民税で、歳入見込み額の精査を行い合計4,219万4,000円、次の固定資産税で合計552万9,000円、次の軽自動車税で合計104万6,000円、次の村たばこ税で139万9,000円、それぞれ増額補正いたしております。

次の法人事業税交付金及び地方消費税交付金については、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、980万円及び3,000万円の増額補正をいたしております。

次の地方交付税の地方交付税については、国の補正予算が成立したことに伴い、普通交付税が追加交付されることになったため、1億6,091万1,000円の増額補正をいたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の指定寄附金では、美浦村ふるさと応援寄附金で、歳入見込み額の精査を行

い、1,000万円の減額をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金では、ふるさと基金繰入金、陸平基金繰入金、学校施設建設基金繰入金で、それぞれ減額補正をいたしております。これは、基金を財源としている歳出予算の減額に伴うものでございます。

次に、次ページの村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、歳出予算で御説明申し上げた事業費の確定等に伴う補正が主となっておりますので、個別の説明を省略させていただきます。

以上、議案第21号の主な概要につきまして御説明申し上げます。

### **議案第22号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

議案第22号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,052万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億7,507万8,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

第6款 基金積立金につきましては、今回の補正での歳入見込み額減額による予算総額調整のため、支払準備基金への積立額1,035万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

第1款 国民健康保険税では、滞納繰越分の収入見込みについて、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて796万4,000円を減額するものでございます。

第3款 国庫支出金 国庫補助金の国民健康保険災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税減免による損失補填として、減免総額のうち10分の6の補助が見込まれるため、69万8,000円の増額補正をするものでございます。

第6款 繰入金では、一般会計からの法定分繰り入れの326万円減額で、交付決定額と予算現額との差をそれぞれ補正するものです。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税減免による損失補填については、地方創生臨時交付金の財政支援を受ける予定で、9月補正において234万7,000円の予算措置をしましたが、国庫補助金の国民健康保険災害臨時特例補助金により交付されることとなったため、減額しております。

以上、議案第22号の概要につきまして御説明申し上げます。

### **議案第23号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）**

議案第23号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明いたします。

今回の補正については、歳入歳出でそれぞれ3,660万円を減額しまして、予算総額を13億7,923万円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

初めに、保険給付費について、介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付費で1,000万円、施設介護サービス給付費で3,000万円の減額を計上しております。当初見込より保険給付費の減少が見込まれることによるものです。一方、要介護認定者の増加及び要介護度の重度化に伴い、居宅介護サービス計画給付費では当初の見込を上回ることとなり、150万円を増額しております。

また、介護予防サービス等諸費では、要支援認定者の増加に伴い、当初より保険給付費の増加が見込まれるため、介護予防サービス給付費で120万円、介護予防住宅改修費で20万円、介護予防サービス計画給付費で50万円の増額を計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

初めに、滞納繰越分普通徴収保険料について、32万円を減額計上しております。

次に、国庫支出金の調整交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する補助金として、73万4,000円を計上しております。減免額の10分の4に当たる額が特別調整交付金として交付されるものでございます。

介護保険事業費補助金については、介護報酬改定に伴うシステム改修費用の補助として、10万4,000円を計上しております。改修に係る費用の2分の1が補助されるものでございます。

介護保険災害等臨時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する補助として、減免額の10分の6にあたる7万2,000円を計上しております。

次に、基金繰入金・介護給付費準備基金繰入金について、当初見込より保険給付費の減少が見込まれるため、3,719万円を減額しております。

以上、議案第23号につきまして御説明申し上げます。

### **議案第24号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）**

議案第24号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ8万2,000円を減額し、補正後の予算総額を1億7,628万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出より御説明いたします。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料納付金について歳入で補正した額と同額の8万2,000円を減額するものでございます。

歳入について御説明いたします。

第1款 後期高齢者医療保険料につきましては、調定額と収納状況から収入額を見込み、特別徴収保険料で664万1,000円の増額、普通徴収保険料で672万3,000円の減額をするものでございます。

以上、議案第24号につきまして御説明申し上げます。

### **議案第25号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）**

議案第25号 令和3年度水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益で、512万円の減額補正を、支出の水道事業費用で1,473万7,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

収入の水道事業収益の営業収益で、512万円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、水道使用量が見込みより少なかったためによる減額でございます。

内訳としましては、家事用で294万4,000円、業務用で217万6,000円でございます。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用で、132万円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、受水費に不足が生じたために増額するものでございます。

また、特別損失としまして、1,341万7,000円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。

以上、議案第25号につきまして御説明申し上げます。

### **議案第26号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）**

議案第26号 令和3年度下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で1億3,263万3,000円の減額、支出の事業費用で6,626万6,000円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で3億1,925万円、支出の資本的支出で6,000万円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

収入の事業収益の営業収益で、1,546万6,000円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、下水道使用量が見込みより少なかったためによる減額ござ

います。

また、営業外収益で、1億1,716万7,000円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、収益的収入で計上していた一般会計からの補助金を資本的収入に組み替えたことなどにより1億2,568万4,000円の減額を、接続補助金に関する県補助分について497万円の増額を、そして、長期前受金戻入で各項目の戻入が確定したことにより354万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

事業費用の営業費用で、1,225万6,000円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、管渠費及び処理場費では各項目の過不足分について増額並びに減額を行い、業務費では不要な工事費について減額するとともに、接続補助金について510万円の増額をお願いするものでございます。

そして、総係費で燃料費の不要分の減額を、確定した減価償却費については870万8,000円の増額をお願いしております。

また、特別損失としまして、5,401万円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

収入の資本的収入の企業債で、2,400万円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、公共下水道処理場の修繕に関する費用の一部について借入を行うものでございます。

また、負担金で、531万4,000円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、受益者負担金の納付が見込みより多かったため、増額補正をお願いするものでございます。

さらに、補助金で、2億8,993万6,000円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、公共下水道処理場の修繕に対する国庫補助金として3,300万円、一般会計からの補助金として2億5,693万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

資本的支出の工事請負費で、6,000万円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、老朽化した公共下水道処理場の修繕費について増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第26号につきまして御説明申し上げます。

- 議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算  
議案第28号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計予算  
議案第29号 令和4年度美浦村介護保険特別会計予算  
議案第30号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算  
議案第31号 令和4年度美浦村水道事業会計予算  
議案第32号 令和4年度美浦村下水道事業会計予算  
議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算  
議案第27号～第33号 令和4年度当初予算

議案第27号から議案第33号までの令和4年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算並びに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、御説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 令和4年第1回美浦村議会定例会追加議案提案理由説明書

### 議案第34号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

議案第34号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、美浦村デイサービスセンターの空調設備につきまして、緊急に修繕する必要があるため、追加議案としてお願いするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ2,310万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を58億7,810万円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

民生費、社会福祉費の社会福祉施設費では、美浦村デイサービスセンターの空調設備修繕を行うため、デイサービスセンター管理運営費に2,310万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金で、歳出予算でご説明申し上げた費用の財源不足調整のため、2,310万円を計上しております。

以上、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の内容について御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**令和4年第1回  
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和4年3月8日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度美浦村一般会計補正予算(第8号))

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第3号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命について

議案第5号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める  
規約

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第6号 村道路線の廃止について

議案第7号 村道路線の認定について

議案第8号 美浦村村医、統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例

議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

議案第10号 美浦村統計調査員設置条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村条例の読点の表記を改める条例

議案第12号 美浦村行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

議案第13号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例

議案第14号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第16号 美浦村債権管理条例

議案第17号 美浦村旅館業を目的とした建築の規制に関する条例を廃止する条例

議案第18号 美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について(大山湖畔公園)

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)

議案第21号 令和3年度美浦村一般会計補正予算(第9号)

議案第22号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第23号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第24号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

議案第26号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）

（議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託）

議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算

議案第28号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第29号 令和4年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第30号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和4年度美浦村水道事業会計予算

議案第32号 令和4年度美浦村下水道事業会計予算

議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算

（議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）

決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

（請願付託）

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の  
請願書

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	小泉嘉忠君
3番	北出攻君	4番	松村広志君
5番	葉梨公一君	6番	塚本光司君
7番	岡沢清君	8番	飯田洋司君
9番	山崎幸子君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君		

1. 欠席議員

12番 沼崎光芳君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君				
教	育	長	富永保君				
総	務	部	長	平野	芳弘君		
保	健	福	祉	部	長	吉田	正己君
経	済	建	設	部	長	吉田	公一君
教	育	部	長	木	鉛	昌夫君	
総	務	課	長	青	野	克美君	

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長  
書 記  
書 記

正 慶 將 暢  
木 村 弘 子  
渡 邊 涼 介

---

午前10時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 改めまして皆さんおはようございます。

1回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。

沼崎光芳君の1名が欠席となっております。

これより、令和4年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付した日程表のとおりといたします。

---

○議長（下村 宏君） ここで、本職からあらかじめ申し上げます。

定例会中、全ての会議は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、マスク着用にて発言を行うことを求めます。また、いつも以上に審議に集中し、簡明に効率よく、かつ、的確な質疑、説明、答弁の意識を持って臨まれることを強く望みます。

また、議会出席者の皆さんに申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、毎朝の検温をお願いをいたします。

さらに、少しでも体調に異変を感じた場合には、出席をお控えいただくようお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思えます。

中島村長。

[村長 中島 栄君登壇]

○村長（中島 栄君） おはようございます。

議長のほうから、体調がすぐれない場合にはという話がありました。

今朝も検温はしていないんですが、血圧を測って通常と変わらないということで、体調はいいというふうに思っております。

議員各位には令和4年第1回美浦村議会定例会に御参集いただき、御苦労さまでございます。議会活動を通し住民福祉の向上や教育環境の充実など、本村行政の発展に尽力されておりますことに、感謝申し上げます。

厳しい冬の寒さも3月に入り日ごとにやわらぎ、春の暖かさを感じられるようになってまいりました。コロナ禍による茨城県の蔓延防止も3月6日で解除とはならず、2週間の延長となりました。まだまだ気を緩めず、今まで以上に感染予防を徹底していかなければなりません。マスクや手洗いで予防することのない日常生活になることを早く願いたいものであります。

先月24日にロシアがウクライナに武力侵攻し、第2次世界大戦後の世界平和が脅かされる事態になりました。ロシアは、ウクライナを傀儡国家にしようとの思惑であります。世界の国々が連携し、紛争の早期終結につながるよう望みたいものであります。

今月11日には東日本大震災から11年を迎えますが、原発近くで被災された方には、まだ故郷・福島県に帰ることのできない避難者は大勢おられます。除染を進め、早期にふるさとへの帰還を望みたいものであります。予測できない災害は、日常生活に負担を生じさせます。村としても自然災害を含め、迅速に対応できるように防災緊急連絡体制を強化してまいります。

美浦村の令和4年度の予算は、内示会において説明させていただきました。一般会計58億5,500万円、特別会計32億4,830万円、企業会計28億4,920万1,000円、合計119億5,250万1,000円の計上をさせていただきました。昨年と比較して3億9,876万2,000円増額した予算となっており、増減率は3.5%の増であります。統合小学校建設に関しては、基本設計をもとに、本年度は実施設計が承認されれば、来年度に向けて建設に関連する準備を進めてまいります。

4月に行われる木原城山まつりも、コロナの終息が見込めない状況ではやむなく中止との判断をしているところでもございます。

令和3年度の事業は、前年に引き続き、6点を柱に推進してまいります。

1点目は、「自然豊かで美しく住みよい村づくり事業」であります。令和4年度も快適な住居環境の整備や霞ヶ浦の水質保全に努め、環境整備関連の対策事業を推進してまいります。

現在進めております、江戸崎地方衛生土木組合の「ごみ処理施設」の工事は順調に進んでおり、今月24日には新施設の火入れ式を行い、その後試運転を重ね、8月末には引渡しとなる予定でございます。9月からは新施設での供用開始が始まります。

2点目は、「子どもの健やかな成長を育む村づくり事業」であります。少子化や人口減少が進む中、未来を担う子供たちがよりよい教育環境で学習できるとともに、安心して子育てができる政策の充実を図ってまいります。令和4年度は、統合小学校を整備する「美浦村統合小学校建設事業費」として、実施設計費の予算を計上しております。本年度も、子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業も引き続き実施してまいります。

3点目は、「村民が尊厳をもって豊かに暮らせる村づくり事業」であります。村民が心豊かな生きがいのある人生を送り、心身ともに健康の保持増進の生涯学習を通じ

た活動を支援し、親しみやすい環境づくりを推進してまいります。

4点目は、「いつまでも安心・安全に暮らせる村事業」であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業の迅速かつ適切に進められるよう担当課と調整していきます。また、子育て世代包括支援センターを核とした母子保健事業を実施するとともに、予防接種事業、健康診断事業も実施してまいります。

5点目は、「個性と活力にあふれる村づくり事業」であります。地域おこし協力隊の活動をさらに広げるため、新たに協力隊の募集も視野に、美浦村の魅力発信につながるよう進めてまいります。

6点目は、「みんなと一体となって進める村づくり事業」であります。各種事業を推進し、役場、村民、関係団体、事業者等が一体となった村づくりを進めてまいります。

以上、令和4年度の基本的な考え方を述べさせていただきました。他市町村に劣ることのない「美浦村に住んでよかった」と思えるような活力ある村づくりに、議員各位の御尽力をいただきながら、職員一同全力で取り組んでまいり所存であります。

今定例会に提案している案件は、議案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第8号））についてが1件、議案第2号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、議案第3号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、議案第4号で、美浦村教育委員会教育長の任命についてが1件、議案第5号で、稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約が1件、議案第6号で、村道路線の廃止についてが1件、議案第7号で、村道路線の認定についてが1件、議案第8号で、美浦村村医、統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例が1件、議案第9号で、美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で、美浦村統計調査員設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で、美浦村条例の読点の表記を改める条例が1件、議案第12号で、美浦村行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例が1件、議案第13号で、美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例が1件、議案第14号で、美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第15号で、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が1件、議案第16号で、美浦村債権管理条例が1件、議案第17号で、美浦村旅館業を目的とした建築の規制に関する条例を廃止する条例が1件、議案第18号で、美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例が1件、議案第19号で、公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）が1件、議案第20号で、公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）が1件、議案第21号で、令和3年度美浦村一般会計補正予算（第9号）が1件、議案第22号で、令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第23号で、令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第24号

で、令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第25号で、令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第26号で、令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）が1件、議案第27号で、令和4年度美浦村一般会計予算が1件、議案第28号で、令和4年度美浦村国民健康保険特別会計予算が1件、議案第29号で、令和4年度美浦村介護保険特別会計予算が1件、議案第30号で、令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算が1件、議案第31号で、令和4年度美浦村水道事業会計予算が1件、議案第32号で、令和4年度美浦村下水道事業会計予算が1件、議案第33号で、令和4年度美浦村電気事業会計予算が1件の33案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

7番議員 岡 沢 清 君

8番議員 飯 田 洋 司 君

9番議員 山 崎 幸 子 君

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から28日までの21日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から28日までの21日間と決定をいたしました。

ここで私より、ただいま決定した会期の理由について申し上げます。

会期中に議員が新型コロナウイルスに感染した際、また、濃厚接触者等で自宅待機等になったとき、これらが最終日と重なる場合には会期延長の決を諮るための会議を開くことができないおそれがあるため、会期延長の措置ができずに村長から提出された議案が廃案となってしまいます。それを避けるため、便宜上、当初の予定の最終日から10日間延ばした28日としておいて、3月18日に質疑、討論、採決までの全ての議事が終わったときには、本職から会期の短縮をする発議をさせていただきます。3月18日に閉会する意図・目的のものでございます。

この予定で進行できるよう、議員初め議会出席者の皆さんには、少しでも体調が悪いときは無理に出席はしないよう、いつも非常以上に高い健康意識、感染拡大防止の

意識を持って臨まれることを重ねてお願いを申し上げます。

以上です。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第8号））から議案第5号 稲敷市，稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約までの5議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由説明書を事前に配付をしてあります。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第8号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第3号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたします。

議案第5号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第6号 村道路線の廃止についてから議案第26号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）までの21議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第26号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。

これにつきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算から議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前配付をしております。

お諮りいたします。

議案第27号から議案第33号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和4年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会にて行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算から議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算まで、以上7議案について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより、予算審査委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで、暫時休憩といたします。

皆さんよろしくお願います。

午前10時26分 休憩

---

午前10時49分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に、山崎幸子君、副委員長に、林 昌子君。

以上でございます。

ここで皆さんにお諮りをいたします。

ただいま、山崎幸子君ほか4名から、決議案第1号として、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議が提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 追加日程第1 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻

を非難する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎幸子君。

〔9番山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） それでは私から、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

去る2月24日、ロシア軍はウクライナへの本格軍事侵攻を開始しました。ウクライナの北大西洋条約機構加盟阻止を目指し、同国に対して圧力を強めてきたロシアが本格的な軍事侵攻に踏み切った状況であります。権力者の暴挙によって、多くの方の命が奪われる事態は、いずれの国、地域にあっても断じてあってはならないことであり、今回のロシアの行為に対し、美浦村議会として厳重に抗議するとともに、国際法に基づく、平和的解決を求めるものであります。

議員各位におかれまして、趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、2月25日までに受け付けました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり所管常任委員会に付託をいたします。所管の常任委員会におかれましては、審査のほど、よろしくお願いをいたします。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時54分 散会

令和4年第1回  
美浦村議会定例会会議録 第2号

令和4年3月16日 開議

一般質問

林 昌子 議員  
松村 広志 議員

1. 出席議員

1番	下村 宏君	2番	小泉 嘉忠君
3番	北出 攻君	4番	松村 広志君
5番	葉梨 公一君	6番	塚本 光司君
7番	岡沢 清君	8番	飯田 洋司君
9番	山崎 幸子君	10番	林 昌子君

1. 欠席議員

11番	小泉 輝忠君	12番	沼崎 光芳君
-----	--------	-----	--------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中島 栄君
教 育 長	富永 保君
総 務 部 長	平野 芳弘君
保 健 福 祉 部 長	吉田 正己君
経 済 建 設 部 長	吉田 公一君
教 育 部 長	木 鈴 昌夫君
総 務 課 長	青野 克美君
企 画 財 政 課 長	菅野 眞照君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

沼崎光芳君、小泉輝忠君の2名が欠席となっております。

ただいまから、令和4年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） おはようございます。

明快なる答弁を御期待申し上げ、一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、3点質問をいたします。

1、まず初めに、新型コロナウイルス対策についてです。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染者が、連日多く発生しております。全国では、2月5日に過去最大の10万5,614人の感染者が確認されました。美浦村においても感染者が徐々に増え、2月20日には1日で23人の感染者数が発表されるなど、その脅威を強く感じました。感染者の方々への配慮や、さらなる感染防止対策の強化が必要と考えます。

このような中、新型コロナウイルス感染症自宅療養者への支援として、茨城県で実施しております「自宅療養者支援配食サービス」が、美浦村においても昨年10月から「新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品等支援事業」として開始されました。

そこで、①美浦村における自宅療養者支援事業の周知方法と現状について、お尋ねいたします。

まずは、周知方法について、お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） おはようございます。

林議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への食料品等支援事業の周知方法について御説明いたします。

当該事業につきましては、本村のホームページでお知らせをしております。

また、茨城県のホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」の自宅療養者向けの情報サイト「各市町村における自宅療養者向けの支援について」からも案内されるようになっております。これらのホームページによる周知のほか、新型コロナウイルス陽性者発生の報告を受ける村内の学校や幼稚園、保育所におきましても、各家庭にこの事業を御紹介しております。

新型コロナウイルス感染症が急激に感染拡大する中、保健所から陽性者への確認が遅くなる傾向があり、保健センターに直接相談されるケースが多くなっております。こちらの相談を受ける際にも、自宅療養者となる方には食料品等支援事業を行っていることを御説明し、合わせて申請も受けております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 学校・幼稚園・保育所へは各家庭に直接案内をしているということで、早期周知されていることは評価いたします。感染された御家族からも「電話をいただき、食材を届けていただけて本当に助かった」「何が必要なのって、細かく聞いていただいた」と感謝している声を伺いました。担当課の御尽力に、改めて感謝を申し上げます。

それ以外の感染者への周知の方法ですが、本村のホームページ、また、茨城県のホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」から案内とありました。あくまでも申請方式ですので、知らない人は必要があっても申請ができません。本村のホームページでは、ホーム画面から「自宅療養者への食料品等の支援」の掲載画面には、何回もクリックをしないと見れません。どれだけの対象者の方がホームページを見て、問合せしてきているかが疑問であります。

そこで再質問ですが、3月に入っても連日感染者が出ている状況ですので、該当者は大分増えてきております。分かりやすく周知するために「暮らし・関連情報」の場所ではなく、「最新情報」に掲載できないでしょうか。

また、担当課として、村内感染者情報をどのように入手をされているのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

食料品等支援事業につきましては、食料確保が困難な方からのお申込みにより行うものとさせていただいております。

村内の感染者情報につきましては、県が公表します「新型コロナウイルス感染症患者の発生について」より、美浦村における新規感染者、濃厚接触者の人数が分かりません。

現在は、いつ感染するか分からない状況下にありますことから、自宅療養などに備えた食料品等の備蓄のお願いと合わせて、村の食料品等の支援について、本日改めまして、村ホームページに「最新情報」として掲載をさせていただきました。

また、発熱の相談等の際に支援の周知を継続して行い、より多くの方に当事業についてお知らせしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 食料品等の支援情報を本日、ホームページ最新情報に掲載していただいたとの御報告いただき、本当に早期対応に敬意を表する次第でございます。

また、発熱相談等の際にも周知するとの前向きな答弁をいただきました。早期に情報収集をし、重層的な対応に敬意を表する次第でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品等支援事業の現状について、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本村における新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品等支援事業の利用状況でございますが、3月10日現在、35件、延べ113人の食料品等支援を行っております。

本村の事業では、新型コロナウイルス感染症により、自宅療養となった方を対象としておりますが、濃厚接触者となった同居家族も含めて支援しており、陽性者本人のみを対象としている県の配食サービスより大きな範囲となっております。

また、対象者の要件といたしましては、自宅療養期間において、親族等からの支援を受けることが困難な方、インターネット通販や宅配サービス等による食料確保が困難な方としております。

食料品等の支援内容は、手間をかけずに食べられますレトルト食品、カップ麺、ゼリー、野菜ジュース、スポーツドリンク等を基本セットとしております。このほか、おかゆ食の希望、乳幼児がいる場合は離乳食、おむつの必要の有無、高齢者がいる場合はおむつの必要の有無、また、生理用品やトイレットペーパーの必要の有無についても保健センターで聞き取りを行います。聞き取りの際にはあわせて健康状態を伺い、療養生活の不安に対する相談に応じております。この聞き取りに基づき、1人当たり1日3食、5日分相当の食料品等を福祉介護課が調達し、配達を行っております。

県が行う配食サービスは、今般の感染拡大により、配送までは2日から3日を要する場合もあるようですが、村が行う食料品等支援事業によりこれを補い、真に食料確保が困難である御家族に対し、速やかに食料品等をお届けできるよう支援していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、担当課の細やかな対応をされて、住民への温かい心遣いが見てとれました。本当にありがとうございます。

急激に感染拡大しているのので、感染された方もいつどのようにして感染してしまったのか分からないので、家族全員が自宅待機者になってしまった方が多くいらっしゃるのではないかと思います。このような中、新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品等支援事業は、協力者がいない方々にとってはとても重要な支援ですので、さらに充実した支援展開がなされることを期待いたします。

次の質問に移ります。

②小中学校トイレへの消毒液や生理用品配置の検討について、お尋ねをいたします。

今年に入り現在までは、小中学生の感染者が出たことで、学級閉鎖等がなされております。各家庭では、10歳代のお子様が亡くなられたニュースに今まで以上に新型コロナウイルス感染に対しての危機感を感じ、保護者の皆様も家庭内において感染防止に努められておりますけれども、学校生活における不安の声が寄せられました。特に、トイレの便座に直接座ることへの不安です。感染対策を万全に行っているかと思いますが、学校では多くの方が利用するので感染する可能性があるとの恐怖感を持っている生徒がいらっしゃいます。その生徒は、トイレの利用回数を最小限にとどめているとのこと。

また、生理用品を保健室に取りに行く行動も避けて、友達にもらって対処している児童生徒もいるとの声を伺いました。

トイレは、とても大切な場所です。臨床睡眠医学を専門とする神山 潤医師は、「トイレに行きたくなることは、『自立神経がうまく機能していることのお知らせ』であり、それを無視したり、ないがしろにすることは、病気を発症するととても危険なことだ」とも言われております。

資料を御覧ください。

これは、いろんな施設で見受けられるトイレ内設置の消毒液の写真です。

一般的には1基のみですが、ここは丁寧にポンプ式も合わせて2基置いてありました。1日の活動のほとんどを過ごす学校において、子供たちがコロナ禍の中でも安心してトイレを利用できる配慮が必要と考えます。

そこで、小中学校のトイレに便座用の消毒液や生理用品を配置できないか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 林議員の御質問にお答えいたします。

最初に、本村小中学校の新型コロナウイルス感染症の感染状況について御説明申し

上げます。

オミクロン株による感染者が急増しました、今年1月から2月末までの2か月間の本村における感染状況につきましては、村全体で陽性が確認された方が350人おりましたが、そのうち小学校児童が36人、中学校生徒が10人、合わせて46人となり、村全体で児童生徒が占める割合は13.1%となっております。

また、県内各地でオミクロン株による学校のクラスター化の報道がされておりますが、幸い、本村の小中学校においてはクラスター化することなく、大部分が家庭内感染によるものと捉えております。これも教職員、児童生徒、保護者等による自らの感染防止と、小中学校での感染拡大防止に対する意識が高かったからと推察をしております。

それでは、議員御質問の小中学校のトイレに便座用の消毒液や生理用品を配置できないかとの件について、お答えをいたします。

まず、小中学校トイレの消毒液の配置につきまして、お答えをいたします。

皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための有効な手段といたしましては、正しい手洗い、せきチケット、正しいマスクの着用とともに、徹底した手指消毒といわれております。

また、新型コロナウイルス感染予防のためのトイレの衛生管理につきましては、一般的に便器は通常の清掃で問題ないとされており、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」こちらでも、「トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません」とされております。

一方で、大勢がよく手を触れる箇所でありますドアノブ、ペーパーホルダー、水洗レバー及び蛇口等につきましては、先の、学校の新しい生活様式でも、1日に1回程度、水拭きした後、消毒することとされており、本村の各学校におきましては、新型コロナウイルス感染症発生以来、校内での感染拡大防止のため、教職員等により、これらの清掃・消毒を徹底しているところでございます。

例えば、便座の消毒液をトイレに配置し、児童・生徒が自ら便座を消毒した場合、消毒したことによる安心感は得られるかもしれませんが、消毒したことにより感染拡大防止の実効性が高まるということは期待できないものと考えております。

したがって、小中学校のトイレでの清掃・消毒につきましては、今後も引き続きドアノブなどの大勢がよく触れている箇所の清掃・消毒を徹底して行うことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、生理用品を小中学校のトイレに配置することにつきましてお答えをいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な理由により生理用品を購入することができない家庭の児童生徒への対応といたしまして、本村では、各小

中学校の保健室に生理用品を常備し、必要に応じて子供たちへ提供をしております。

また、保健福祉部でも福祉介護課におきまして、経済的な理由等で生理用品の購入が困難な家庭の子供の支援のために、生理用品を無償で配布する事業を昨年6月から行っており、準要保護家庭の小学校3年生から中学校3年生までの女子児童生徒に、学校を通じて配布をされております。

そのほかにも、昨年6月に美浦ライオンズクラブから、今年1月には稲敷支部更正保護女性の会から小中学校に生理用品の寄贈を受けましたことから、中学校では保健室以外に、トイレにも生理用品を配置するようにいたしました。

小中学校での生理用品の利用状況につきましては、小中学校ともほとんど利用がないということであり、中学校ではトイレに配置しました後も、保健室で渡していたときと変化はなく、ほとんど利用がないということでしたので、生理用品につきましては、中学校では引き続きトイレに配置するものの、原則として保健室に常備し、必要に応じて児童生徒に提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 教職員の皆様の感染防止対策の御尽力、感謝を申し上げます。

また、生理用品につきましてはトイレ内にも置いていただけていることが確認でき、安心をいたしました。御配慮に感謝申し上げます。

文部科学省の衛生管理マニュアルでは、トイレや洗面所は、特別な消毒作業の必要はありませんとの答弁をいただきました。それでは、ぜひともそのことを徹底してほしいと思います。全ての児童生徒が安心してトイレを利用できますようお願いいたします。

さらに付け加えさせていただきますと、使用中に便座を汚してしまったときに、ただトイレットペーパーで拭くだけではなく、トイレに流せる消毒用ウェットティッシュ——こういうのがあるんですけど、安価なものがあります。で、これでやるのもよし、また、写真のとおり、右側のポンプ式のトイレットペーパーで拭くとか、そういうような自分で汚してしまったものを自分で消毒するという、ルールも必要ではないかと思うんです。で、コロナ禍の時だけでも検討していただきたいと申し述べさせていただきます。

次に、③図書室の本の貸し出し予約制度導入の検討について、お尋ねいたします。

現在は密を避けて30分以内の利用貸出しに制限し、感染防止対策に御尽力いただいておりますこと、敬意を表します。

図書室に行き本を選ぶことが楽しい方もおりますが、極力、人と触れ合うことを避けている方々から、ただ、貸し出しの予約ができれば、図書室に行って受け取るだけなので安心して本を借りれるとの御意見をいただきました。

近隣の状況を調べたところ、貸し出し制度導入されていないのは、つくば市と美浦村だけでした。美浦村と同じ図書室管理運営されている河内町でも導入しております。

そこで、貸し出し制度の導入を検討できないかということをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 御質問にお答えいたします。

図書室の本の貸出予約制導入の検討について、お尋ねをいただきました。

図書室がごございます中央公民館につきましては、茨城県全域に対しまして、国のまん延防止等重点措置が適用されたことにより、3月6日まで図書室を含め中央公民館の一般利用を制限しておりました。

3月7日以降もまん延防止等重点措置が21日まで延長されましたが、村民からの公共施設利用への要望が多いことや、近隣市町で利用が再開されましたことを受け、本村でも、利用人数を定員の2分の1以下にすることや、感染防止に十分配慮するなど条件をいたしまして、公共施設の利用を再開いたしました。

利用再開後、図書室では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、定時の換気の実施のほか、利用される方には入室時のマスク着用、手指の消毒のほか、30分以内の御利用をお願いしているところでございます。

図書のインターネットでの予約につきまして、現在でも、村内に在住・在勤・在学の利用者が貸出中の資料、または、ほかの図書館から借り受ける相互貸借の資料を予約する場合に限り受け付けております。

新型コロナウイルス感染症対策として、滞在時間短縮のため、貸出予約制度の導入をとの御質問でございますが、滞在時間の短縮のためには、これまでも入室時に目的の資料を探すことが難しい場合、タイトルや著者名、内容等を職員にお伝えいただき、職員が探してお渡しをしております。

また、図書室には見つけた資料を検索できます写真の利用者端末OPACを設置しております。この端末で検索しますと、結果のレシートを印刷できますので、そちらを職員に渡していただければ、よりスムーズに用意することができます。また、画面には赤い星印でその本が図書室のどこにあるのか表示されますので、御自分で容易に探すこともできます。

議員御質問の予約制度を導入することとした場合には、予約システムを改修することが必要となり、そのためには新たな費用が発生するため、直ちに実施することは難しいと考えられます。

また、メールやインターネットから在架資料を予約できるようにした場合は、インターネット環境を持たない方や、そもそもインターネットが苦手などの理由で直接入室する利用者が不利益になってしまう場合など、利用者間に不平等が生じるという懸念もございます。

さらに、電話での予約を受け付ける方法を取り入れた場合、電話での予約と来室した利用者が同じ資料を借りたいときに、どちらを優先するかなど新たなルール作りが必要になってまいります。

つきましては、インターネット等での予約につきましては、ただいま申し上げましたようなことから直ちに実施することは難しいと考えますが、中央公民館図書室は、本村の場合、独立した図書館ではなく中央公民館の施設でありますことから、今後行われます公民館運営審議会において、図書の予約貸し出しについて議論をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） いろんな角度から検討していただいていることが伺えました。

IT化に力を入れている美浦村ですから、導入できないわけがございません。公民館運営審議会で検討されるとの答弁をいただきましたので、予約制導入に前向きな検討がなされることを御期待いたします。

次に、二つ目の質問に移ります。

不妊治療保険適用について、お尋ねいたします。

体外受精や顕微受精など不妊治療を受け、治療費負担が重くのしかかっている夫婦が近年増えておりますが、本年4月より保険適用されることとなりました。

そこで、本村における不妊治療費助成事業の現状について、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村の不妊治療費助成事業は、平成24年に開始しております。

この事業は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、茨城県の不妊治療費補助金の交付を受けた方で、その治療費が県の補助金額を超えている場合に、村から治療費の一部を10万円を限度として助成を行っているものでございます。

対象は、妻の年齢が43歳未満の方で、39歳までは通算6回まで、40歳から42歳は通算3回まで助成が受けられます。

不妊治療の保険適用に係る政府方針につきましては、令和2年12月15日に「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現するため、令和4年度当初から保険適用を実施することとされております。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度につきまして、所得制限の撤廃や県の助成額の増額等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図るとの方針が示されました。

この方針を受けて、県の令和3年度不妊治療の助成制度の所得制限が撤廃されたこ

とに伴い、本村の不妊治療費助成事業の申請も増えております。ここ数年は1桁の申請数でしたが、令和2年度の申請数は6件でしたが、令和3年度は、3月現在で14件となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 美浦村でも利用者が増えているということが確認できました。不妊治療の保険適用は、子供を持ちたいと願う方々にとっては大きな前進であります。所得制限が撤廃され、以前よりも多くの方が治療を行うことが検討されていたことが伺えます。

この不妊治療の保険適用については、広く多くの方に知ってほしい制度と考えます。

そこで、不妊治療の保険適用についての周知方法について、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

不妊治療の保険適用につきましては、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より通知がございました。通知では、不妊治療における保険適用に係る診療報酬については、いまだ審議中であり、詳細については今後、正式に発出する予定とのことでございます。

また、保険適用に関することと併せて、制度移行期における助成金の取扱いや、不妊治療に関する支援として、相談支援や不妊治療と仕事の両立に関することの方針が示され、活用については、各部署での検討とされております。

不妊治療における保険適用の周知につきましては、国の動向を踏まえ、制度改正と併せて、国、県からの周知方法も確認し、村広報紙や村ホームページ等を活用して行っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 現状、産婦人科医等でも周知されるかとは思いますが、村としても、広報紙やホームページでの速やかな周知を期待しております。

次に、不妊治療の保険制度の導入によって、本村職員が不妊治療を受ける方への配慮が必要と考えます。

茨城新聞に掲載された資料でございます。

常陸太田市が、不妊治療を受けるために長期休暇を取得可能とする「職員の不妊治療休暇制度」を導入するとの記事です。

本村でも導入の検討するお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

人事院規則「職員の勤務時間、休日及び休暇」の一部改正等に伴い、本村におきましても「美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」で不妊治療のための休暇の新設を令和3年12月9日に告示し、令和4年1月1日より施行しております。内容につきましては、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に5日、当該通院等が体外受精等の不妊治療にかかる場合にあっては10日の範囲内で特別休暇を与えるものとなっております。

今後、長期休暇を可能とする「職員の不妊治療休暇制度」の導入につきましては、社会情勢等を見ながら判断していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 記事の最後のほうを見ますと「治療と仕事の両立を支援するとともに少子化対策につながることも期待する」とあります。制度を望む職員のためにも「不妊治療休暇制度」の前向きな検討を望みます。

不妊治療の保険適用は、公明党としても25年前から国会で訴え、負担軽減への助成制度の創設・拡充と継続的に取り組んできて、やっと実現した大きな制度改正です。

私の身近でも、お子様が欲しくて不妊治療に取り組まれた方がいらっしやいました。心身ともにつらく、くじけそうになりながら御夫婦で支え合い、励まし合いながらも、最後は金銭的に苦しくなり断念をされました。もっと早くに実現できたらと悔やまれます。

しかしながら、不妊治療については、とても繊細な対応も必要となります。子供を持ちたいと願う方々に、必要なときに必要な情報がとれるよう周知していただきますようお願いいたします。

現在、5.5組に1組という多くの御夫婦が不妊の検査や治療を経験されているとの認識は、なかなかされてません。今後は、保険適用されるくらい受ける人がいるんだと不妊治療が公の存在となり、特別視されない社会になりますことを願い、不妊治療保険適用についての質問を終わらせていただきます。

三つ目、ごみの減量化について質問いたします。

東日本大震災から11年を迎え、被害に遭われた皆様へお悔やみを申し上げますとともに、早期復興をお祈り申し上げます。

私たちは災害を教訓とし防災減災への意識を高めていますが、防災が世界の主要課題になったもう一つの理由は、気候変動による地球の温暖化の問題であると言われております。そして、地球温暖化に大きく関係しているのが、温室効果ガスであり、その排出量の削減が求められています。

温室効果ガスとは皆様御存じのとおり、大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称であります。日本の二酸化炭素排出量は、中国・アメリカ・インド・

ロシアに次いで、5番目に多い結果であります。

美浦村の温室効果ガス排出量のほとんどは、一般廃棄物の焼却によるものとなっていることから、本村の地球温暖化防止対策として、企業や一般家庭からのごみ減量化への取り組みは必須であります。

そこで、本村としての取り組みをお尋ねいたします。

①江戸崎地方衛生土木組合に持ち込まれる量の現状と減量対策について、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村におきましては、「国の循環型社会形成推進基本計画に定められた指針」に基づき策定された、ごみ処理基本計画及び分別収集計画を基本といたしまして、一般廃棄物処理事業の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を積極的に推進し、循環型社会・低炭素社会の実現を目指しているところでございます。

ごみ収集事業につきましては、ごみの発生量を減らすとともに、再資源化を進めるために必要な分別化を段階的に進めており、現在は、平成25年度に定められた紙製容器包装、プラスチック製容器包装を含む12種類分別の定着を図っているところでございます。

資料1を御覧ください。

江戸崎地方衛生土木組合に持ち込まれるごみの量の現状といたしまして、過去3年の美浦村で発生したごみの推移としましては、一般家庭から排出された家庭系ごみについては微減傾向にあり、1人1日当たりの排出量としては横ばいとなっております。

一方で、事業所等から排出される事業系ごみは、微増傾向にあります。これにつきましては、企業誘致などに起因する村内産業の発展に伴うものと考えられるところでございます。

ごみの減量化は、一人一人の身近な取り組みが大切だと思います。例えば、燃えるごみの量を減らすために、生ごみは水を切って出す。無駄なごみの量を減らすため、レジ袋の代わりにマイバッグを使用する。一度使用したものをごみにしないで、再度使うため、不要になったものは必要とする人に譲る。村のごみ分別収集にある、一度使い終わったペットボトルや空き缶をリサイクルする取り組みを行うなど、ごみ減量化には様々な方法がありますが、知っていればできることもございますので、村民意識の向上のため、一般的なごみカレンダーだけでなく、ごみの分別ガイドブックという冊子を配布することで、ごみ排出の利便性を高めるとともに、より正確な分別と再資源化を周知啓発しております。

また、減量対策関連の補助事業といたしましては、直接的なリサイクルの推進だけ

でなく、リサイクルの啓発にもつながるということで、資源物の集団回収事業を行っており、回収を行った自治会や子供会などに対し、江戸崎地方衛生土木組合より、リサイクル対象品1キログラム当たり5円の補助金が交付されております。

また、本村の事業では、一般家庭におけるごみ排出量の減量化を図るため、生ごみコンポスターや電気式生ごみ処理機等を設置した方に対して補助を行っているところでございます。

以上、江戸崎地方衛生土木組合に持ち込まれる量の現状と、減量対策につきましての答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 多岐にわたる取り組みで家庭ごみの排出量が3年間で微減というのは、本当に住民の方の御努力のたまものと、本当に敬意を表する次第であります。

再質問ですが、住民に対してごみの減量化へのさらなる啓発が大切と考えます。どのような啓発ができるか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

江戸崎地方衛生土木組合管内では、3Rを推進しておりますが、昨今では、独自に、断るイコール買ったりもらったりしないという意味の「リフューズ」や、また、修理して使うという意味の「リペアー」を加えて、4R、5Rなどとして啓発を行ったり、また、その他でも「R」で始まる循環型社会の形成に寄与する活動を入れて、さらに多くの「R」を提唱する考え方もございます。

本村は、基本となる3Rとして啓発事業を行っておりますが、循環型社会形成に対する実効性のバランスと、覚えやすさ等も考慮しながら、必要な要素を村広報、ホームページ等で啓発してまいりたいと思います。

また、江戸崎地方衛生土木組合環境センターの新施設も、新年度——令和4年度から稼働する運びとなります。こちらについても、現在はコロナ禍の影響などもあり、施設見学の受け入れがストップしている状況ですが、ごみの減量化を図る上では子供たちに対する啓発が重要でありますことから、コロナ感染の状況を見ながら、小学生等を対象とした新施設の見学の実施に向けて調整してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま資料にも提示していただいておりますように、新施設では、見学通路内に説明パネルや展示物が年齢別や外国人向けに配置され、楽しく学べるスペースがあると伺っております。啓発に大きく貢献する施設になることは間違いありません。楽しみでございます。

次に、②新ごみ焼却施設での計量方法について、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の御質問にお答えします。

資料2を御覧ください。

現在使用しているごみ焼却施設は、平成元年に稼働を開始しています。一般的に、ごみ焼却施設の寿命は30年といわれており、既に30年以上経過している現施設は、設備の老朽化等により、維持管理費が増大しています。そのため、平成24年度から施設整備検討委員会を設置し、協議を経て施設の建設を進め、令和4年度より新施設の稼働を開始いたします。これにより、温室効果ガスの削減効果として、焼却施設の電気使用量が減ることにより、エネルギーを発生させるための二酸化炭素排出を大幅に軽減できる見込みとなっております。

また、ごみの搬入経路につきましては、敷地内を一方通行にいたしましたので、円滑な敷地内の移動ができるようになります。

また、搬入時に受付票の記入及び運転免許証等の身分証明書を提示していただくことにより、一層のごみの発生源及び搬入量の明確化や、ICカードの導入による出入口の混雑の緩和が期待されているところであります。これら新施設のごみの搬入経路やごみ処理の状況などにつきましては、チラシの配布や村ホームページへの掲載により周知・啓発を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 実は、現在のごみ焼却施設は計量場所でのチェックが甘いので、美浦村と稲敷市以外の地域からのごみが持ち込まれているということを耳にしました。それで、今回このような質問をさせていただきました。新施設はごみの発生源が明確に示すシステムが導入されるとのことですので、この点について安心をいたしました。

今後は、集積所できちんと分別されて出すことが、より大事になります。

しかしながら、外国人の方の集積所でのごみの分別ができず、お困りの地域があります。このような地域の改善をどのように取り組まれるかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

外国人の方に対するごみの分別、排出方法に関する指導についてでございますが、日本語が分からない方に向けて用意されている、英語・中国語・韓国語のごみカレンダーをお渡ししております。それでも分かっていただけない場合、または、英語・中国語・韓国語が通じない方の場合には、必要な言語で作成した貼り紙を作りまして、

ごみ集積所に掲示しております。

また、ごみ排出者が確定できている場合には、対象者への直接訪問による指導等も行っているところがございます。日本語があまり理解できない人も多数いると思われるので、国際交流協会等と連携いたしまして、状況に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、国際交流の方々の御支援をしていただくという答弁いただきましたので、国際交流の方々の御支援はとても心強い活動になると思います。さらに、外国人の方に部屋を貸している大家さん、この方々も管理責任があります。地域の方々と友好関係を築き助け合えるように、大家さんにも御協力をお願いしていただけたらと思います。

それでは最後に、村長に伺います。

最初に申し上げましたが、ごみの減量化への取り組み強化は、地球温暖化防止に大きく貢献します。

村長としてのごみの減量化に対しての見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

[村長 中島 栄君登壇]

○村長（中島 栄君） それでは、林 昌子議員の質問にお答えをしたいと思います。

ほぼね、経済建設部長が江戸崎地方衛生土木組合の内容から、全てお答えをしたのかなあというふうに思います。美浦村と稲敷市で一部事務組合として運営しておりますけれども、人口比で見るとごみの量は、稲敷市よりも1人当たりの量であると、美浦村のほうがちょっと多く出てるかなあというふうに思います。

そういう意味でも当初は、燃えるごみ・燃えないもの・粗大ごみと三つしかないものを、先ほど部長がおっしゃったように、答弁したように、12に分類したということで、資源化されるものが大分増えてきました。そういう意味では、まだまだ江戸崎地方衛生土木組合の分別は低いほう。全国で見ますと、28分類から30分類くらいやっている施設があります。でも、なかなかそれだけの分類をすると、それが徹底されるまでにはある程度時間がかかってしまうということもありますので、まずは、この中に分類を的確にできた上で、さらに分別を増やしていけば、ごみの量は減らせる、また、資源化ができるというふうになると思います。

施設がですね、やっと3月の——今月24日に火入れ式をやります。そして、4月からは試験的に8月いっぱいまで運転をして、引渡しは8月の後半——9月1日くらいになるかなというふうに思っておりますけれども、そういう今の工程で進めてございます。そして、見学をする——小学生たちに見学してもらうのが1番いいんですけども、まずは、コンポストセンターをつくらないと、なかなかそういう施設見学は難しいか

なあというふうに思いますので、今の旧施設を解体して、その施設のところにコンポストセンターをつくれば、いろんな分別した部分で再利用できるようなものが子供たちの目線で見られれば、ごみとして扱うんじゃなくて、資源としてまた再利用できるということの勉強にもなってくると思いますので。

まずは最終的な部分は、そういう施設ができて、子供たちが学習できるようなもの。また、一般の人が行っても「こんなものまでごみに出てくるの」という意識を持ってもらえれば、少しはごみの減量につながっていくのかなあというふうに思います。

まだまだやるべきことはたくさんあるかと思うんですけども、まずは、減量化・資源化の推進を進めていかなければならないと考えておりますので、ぜひ、あしたあさってですか、議会のほうで全員とは言いませんけども、新しい施設を見学すること、議員の皆さんからも一方通行で今度整備された持ち込みができますよということ、議員の皆さんも一般の人に施設を見て、ごみを減らしていきましょうという声を上げていただければうれしいかなあというふうに思っております。

ぜひ、住民がまず取り組む前に、議会のほうの意識を持ってもらおうとありがたいかなあというふうに思っておりますので、ぜひその辺もよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、まずは、減量化と資源化の推進が必要であるという村長の思いを伺いました。

また、住民よりもまず議会がということでありましたので、そういう意味では、18日の視察は——その意味では大事な視察日になるかと思ひます。議員が率先してね、ごみの減量化を住民に訴えていけるような、知識を得られる視察になるかと思ひますので、御協力のほどお願ひしたいと思ひます。

災害発生により私たちの生活は大きく脅かされ、変化しております。自分たちが住む環境を自分たちで守っていくために、身近なところから地球温暖化を食い止める行動が大切であります。5R、先ほどお示しいただきました、ごみの減量化を村長を中心に推進されることを願ひ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時10分に再開をいたします。

よろしくお願ひします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔4番松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。よろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染症との闘いも、3年目に入りました。今年1月からの第6波により、県内でもまん延防止等重点処置が強いられております。これまで亡くなられた方々に衷心より御冥福をお祈りするとともに、災禍に苦しんでいる方々に心よりお見舞いを申し上げます。

そして、再びワクチン接種の対応に御尽力いただいている医療関係者をはじめ役場職員並びに日々奮闘されている全ての方に対し、感謝と御礼を申し上げます。

社会は、パンデミックからエンデミックへと動き出しております。しかし、その中を今、戦争の惨禍が世界を震撼させ、悲しみと不安が社会を覆っております。一日も早い終息を願うばかりであります。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、プログラミング教育とアルゴリズムについて質問いたします。

ここに、教訓となる一つの逸話があります。「500匹の猿が山から出てきて水に映っている月を見て、入って取ろうとしたが、実際にはない水の月なので、月を取れずに水に落ち入って猿は死んでしまった」という話です。

さて、この話は何を意味しているのか。立命館大学の平林先生は、現代に通じる逸話として、AIが抱える問題に目を背け、その技術を過信して訪れる私たちの未来につながる物語であるとし、今後、AIに情報を学ばせる際の価値基準となる倫理感、また、人類はAIを活用してどこへ向かうのかという社会観などを問い直さなければならないと警鐘を鳴らしております。

では、質問に入ります。

新たに始まった新学習指導要領では、情報活用能力の育成・ICT活用をポイントに据えております。既に、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されており、高等学校では今年、2022年度から学年進行で実施される。

各学校とも共通のポイントは、情報活用能力を言語能力と同様に学習基盤となる資質・能力と位置づけていることを目指しております。このプログラミング教育導入の背景は、グローバル化、情報化などによって予測が困難な時代を、子供たちが幸せに生きていくためであります。

そして、小学校におけるプログラミング教育のねらいを大きく三つ挙げています。

- 1、プログラミング的思考を育むこと
- 2、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータなどの情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピュータ

などを上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと

3、各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科での学びをより確実なもの

とすることであります。

そして、プログラミング教育で育む資質や能力の育成、プログラミング的思考を伸ばすことが示されております。

本村におけるこれらの取り組みについて伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

プログラミング教育で育む資質や能力、プログラミング的思考について、お尋ねをいただきました。

プログラミング教育で育む資質や能力につきましては、文部科学省のプログラミング教育の手引によりますと、各教科等で育む資質・能力と同様に、画面にございますように、資質・能力の三つの柱であります知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等に沿って発達の段階に即して育成するとされております。

まず、一つ目の柱であります知識及び技能では、身近な生活でコンピュータが活用され、問題の解決には必要な手順があることに気づくこととあります。

具体的にプログラミングを体験することを通して、コンピュータはプログラムで動いていること、プログラムは人が作成していること、日常生活を便利にしていること、コンピュータに意図した処理を行わせるためには必要な手順があることなどです。

次に、二つ目の柱である思考力・判断力・表現力等では、発達の段階に即してプログラミング的思考を育成することとあります。

プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、一つ一つの動きに対応した記号をどう組み合わせればいいのか、その組み合わせをどう改善していけばよりよい活動に近づくことができるかということを論理的に考えていく力を指しています。

最後に、三つ目の柱である学びに向かう力・人間性等ですが、発達段階に即してコンピュータの働きをよりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養するとあります。具体的には、身近な問題の発見や解決に、コンピュータの働きを上手に活用することとあります。

本村におきましても、それらの趣旨を踏まえ、美浦村学校教育指導方針において、学校教育の充実を図る六つの柱の一つ目に確かな学力を育む教育の推進、四つ目にグローバル社会に対応できる教育の推進を掲げ、特に、1人1台端末を活用した学習活動の展開を全ての教科領域において推進しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 先ほど、プログラミングソフトについてお話がありました。

一般的な言語としては、J a v a S c r i p t、PHP、P y t h o n、C. B A S I Cなどがあります。それぞれに長所・短所があるとされており、特に近年では、J a v aなどのコンパイラ言語に比べ、試行錯誤しやすいインタプリタ言語のP y t h o nが初心者などに人気があり、私も興味を持っております。

実際、インスタグラム・ユーチューブ・ヤフーなどにも使われております。スクラッチ・ビケットなどは、さきの一般的なプログラミング言語（テキスト言語）とは異なったものになります。ビジュアルプログラミング言語と呼ばれる中の一つで、視覚的にプログラミングを学ぶことで人気を集めています。この、ビジュアルプログラミングとは、パズルを組み立てるようにブロックとして用意され、ドラック・アンド・ドロップ操作がメインで、様々な命令をいろいろ組み合わせるプログラミング環境です。

そもそもプログラミングとは、様々な命令、例えば、スクラッチの場合は、猫などの絵に動け、鳴けと命令を組み合わせ、コンピュータに実行させます。英語のp r o g r a m m i n g、つまり、コンピュータに命令する順序を計画することと言えます。

続いて、本村の小学校におけるプログラミング学習の活動分類について伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

[教育部長 木鉛昌夫君登壇]

○教育部長（木鉛昌夫君） 御質問にお答えいたします。

画面にございますように、文部科学省では小学校プログラミング教育の学習活動を次のAからFの六つに分類しております。

- A、学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの
- B、学習指導要領に例示されていないが学習指導要領に示される各教科等の内容を指導する中で実施するもの
- C、教育課程内で各教科等とは別に実施するもの
- D、クラブ活動など特定の児童を対象として教育課程内で実施するもの
- E、学校を会場とするが教育課程外のもの
- F、学校外でのプログラミングの学習機会

とされており、これらを踏まえ、村内各学校においてプログラミング教育を実施しております。

プログラミング教育といいましても、プログラミングそのものを学ぶ新しい教科があるわけではございませんので、各教科等の単元の中にプログラミングを盛り込んでおり、各学校の裁量で時間を確保したり、クラブ活動などを活用したりして指導をしております。

今年度は、小学校2年生の図工で、自分のイメージしたお話をプログラミングソフト、Viscuitを利用して表現する授業を行いました。5年生では、プログラミングソフト、Scratchを使った正多角形の作図なども行っております。また、クラブ活動では、ロボットを動かすプログラミングを行うなど幅広く実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） AIやプログラムを動かす上で重要な要素にアルゴリズムがあります。アルゴリズムとは、分かりやすく言えば手順や計算方法のことで、簡潔に言えば、やり方のことです。

もともとコンピュータとは、日本語では電子計算機をいいます。本来、人が計算するのに時間がかかり過ぎたり、面倒な作業を代わりに行ってもらうわけです。そのときのコンピュータにさせる計算の手順や仕方こそが、アルゴリズムであります。

また、重要なこととして、ある結果にたどり着くためのやり方（アルゴリズム）は、実は幾つもあること。そして、アルゴリズムは生活の至るところに使われており、例えば料理のレシピ、音楽の楽譜、取扱説明書は皆、アルゴリズムの一例と言える。プログラミングにおいては、特に、アルゴリズムのよしあしがプログラムの質や能力、技術に直結するとされ、それらは完全なものではなく、常に意図が存在することが指摘されております。

また、アルゴリズムに必要な要素は、データと成功の定義であり、人間が何を成功とするかによって結果が変わるとされている。

続いて、本村でのプログラミング学習における教員のスキルや児童における学習の課題・問題点について伺います。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

[教育長 富永 保君登壇]

○教育長（富永 保君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

プログラミング学習を含めて、昨年度から小学校の学習指導要領が全面実施となり、今年度は中学校の学習指導要領が全面実施となりました。

そのような中で、昨年度は年度当初から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による2か月間の臨時休校が始まり、今年度においても昨年9月1日からデルタ株による約3週間にわたる臨時休校、そして、今年2月にもオミクロン株により1週間程度、臨時休校となりました。

本村の小学校でも毎日のように児童生徒や保護者の感染が確認されており、学校現場での新型コロナウイルス感染症による混乱が続き、どう子供たちの学びを保障していくのか、大変苦慮しているところでございます。

そして、GIGAスクール構想による1人1台端末も急遽導入となり、教職員は、

本村で独自に行っております教室を分けて指導いたします分散指導や、各家庭と結びリモート学習に対応するため、現状では、美浦村の全ての教職員が各学校で研修を受け、プログラミング教育を含めICT機器の操作などを一つ一つ学び、対応をしているところでございます。

あえて問題点を挙げるとすれば、新型コロナウイルス感染症対策に追われ、計画的に授業を行えない、対面での授業が行えない、児童同士の対話的な活動が行えない、そして、教職員が十分に研修を行えないなど、それらが大きな問題であると考えております。

このような現状から、まずは教職員のプログラミング教育のスキルの向上の前に、コロナ禍においても、子供たちが平等に学べる環境を整えていくことが、子供たちの学びの保障において重要であると考えております。

昨年度より、教職員も子供たちもICTに関しますスキルは、着実に向上しております。

リモート学習にも対応し、現在は遠隔授業にも取り組んでおりますが、今後もコロナ禍の状況は続くことを想定し、確かな学校教育指導方針のもと、学校教育の充実を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） これからも教職員を初め、子供たちのスキル向上に向けた取り組みをよろしく願いいたします。

一方、国際ジャーナリストの堤 未果氏は、これからの学校教育に対し、このような意見を述べております。「教員の雇用条件にも、今後はデジタルに明るいという条件が加えられていくだろう。だが、デジタルは疎くても、面倒見がよかったり、子供たちの心の機微を感じ取れることにたけている先生はどうだろう。そういう先生が学校からどんどんいなくなって、教育が単なる知識の伝達だけになるならば、オンラインでも十分だ。タブレットの中で検索するやり方を教えるインストラクターさえいればいい。けれども、それ以上のものが教育にあるからこそ、今度はそれが問われていくことになる」と。

また別の専門家は、「人間は記憶力をもとに新しい思考や創造的発想を生み出していくため、記憶力を優位にする『紙に触れ、手で書く』という行為をおろそかにしてはいけない」という。

また「デジタルはあくまでも補助。主体は紙という基本を変えるべきではありません。結果が出ないから頭で考え、工夫して、忘れないように付箋をつける。手間のかかるそのプロセスこそが、脳にとって大切な学びだからです」と指摘する専門家もおります。

参考までに意見として紹介させていただきました。

次の質問に移ります。

いよいよ3月28日より、待望の移動スーパーが村内を走ります。本村と株式会社カスミとの包括連携協定の締結式では、中島村長からは「買物に不便を感じている方は、年々増えている。移動スーパーは大変助かる」とのお話がありました。多くの住民からも喜びの声が聞こえてまいります。改めて、推進に御尽力された職員並びに関係者の方々に、お礼を申し上げます。

その上で、既に住民向けに配布されている運行スケジュールについて、運行前ではありますが、場所・時間帯等について相談をしたいとの声を伺っております。

今後、様々な要望が発生することが考えられます。対応について伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

移動スーパー事業につきましては、民間企業であります株式会社カスミが行っている営利を目的とした事業ですので、販売場所・時間帯の変更等に関しましては、株式会社カスミに御要望いただきたいと考えております。

なお、村に要望等が寄せられた場合には、株式会社カスミにお伝えしたいと思いません。

以上、移動スーパーに関する地域の皆様からの要望の対応につきましての答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 続いて、さきの連携協定について、本村の支援を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

令和4年2月7日、本村と株式会社カスミによる包括連携協定の締結式が行われました。

包括連携協定とは、福祉・環境・防災・まちづくりなど地域が抱えている様々な課題に対しまして、自治体と民間企業等が双方の強みをいかして、課題解決に向け連携していく取り組みでございます。

この締結した協定に基づきまして、子ども・子育て支援、高齢者支援、障がい者支援、健康づくりの推進等に効果的に取り組みまして、地域社会の活性化及び村民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

御質問の、包括連携協定に伴う移動スーパー事業に関しましての本村の支援についてでございますが、一つ目といたしまして、村が所有・管理する美浦村中央公民館、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設、美浦村老人福祉センターの4か所における販売に際しまして、行政財産使用料として1か所当たり1回につき500

円の使用料が生じますところ、これを免除することといたしました。

二つ目といたしまして、村が直接管理する土地以外の村内42か所の販売箇所につきましては、株式会社カスミと協議の上選定したところですが、当該土地を無償で借用するための手続に関しまして、お手伝いをさせていただきました。

具体的には、茨城県が所有・管理する県道敷地において、通行の支障とならない美浦ロードパーク、布佐南部地区の販売箇所について、茨城県竜ヶ崎工事事務所に対し、本村から県道路敷一時使用届を提出いたしました。

また、美駒地区のトピア駐車場の使用につきましては、日本中央競馬会美浦トレーニング・センターに対しまして、本村から施設利用申請を提出いたしました。

さらに、民間の方が所有している土地8か所につきましては、土地所有者に対しまして、土地の無償使用の承諾交渉、手続事務等をさせていただきました。

その他、村内各地区にて、管理・運営している公民館等の土地の借用につきましては、各地区の区長に対しまして、村から無償借用に関するお願いの通知を送付し、御理解をいただいたところでございます。

さらに、三つ目といたしましては、各地区の区長を通じまして、本年3月分の「広報みほ」を初めとする配布物と合わせまして、移動スーパーのチラシの配布をお願いしたところでございます。

令和4年3月28日に、移動スーパーの出発式が行われる予定です。以降、移動スーパー事業を展開していく中で、地域社会の活性化及び村民サービスの向上につながる支援につきましては、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 全ての人にとって、食は命であります。住人の皆様の生活と健康のため、これからも御支援のほどよろしく願いいたします。

最後の質問をいたします。

持続可能な地域社会に向け、今後の本村のSDGsの活動について、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

[総務部長 平野芳弘君登壇]

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

議員からは、これまでもSDGsの推進について御質問をいただき、村の方針等について御答弁をさせていただきましたところではございます。

今回は、本村のSDGsの活動について、今後のSDGsの活動についてということで、お尋ねをいただきました。本議会において、令和4年度予算を上程させていただき、議員の皆様には御審議をいただいているところでございます。

第7次総合計画に基づき、統合小学校建設事業を初めとした重要事業を盛り込ませ

ていただいておりますが、市町村が実施する事業のほとんどは、第7次総合計画資料編のSDGsと総合計画との連携のマトリクス表で示したとおり、SDGsの17の目標に関連した事業となっています。総合計画に基づき事業を進めることが、SDGsの達成に寄与するものと考えています。

具体的に、令和4年度の主要事業の中の事業では、新規事業の美浦村統合小学校建設事業は、SDGs目標4の質の高い教育をみんなにになります。

SDGsの取り組みは、民間企業でも積極的にPRしているところもあり、一般住民の認知度も上がってきているものと思われまます。

村の広報誌でも、令和2年10月から令和3年5月号でSDGsについての記事を掲載しました。SDGsの目標年度は2030年ですので、今後も必要に応じて住民への周知を図ってまいりたいと考えます。

以上、松村議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） かけがえのない地球がうたわれた国連人間環境会議から50年の本年、世界の動向は今さえ自分さえよければといった態度の脱却、そして、国境を越えた連帯と次世代に対する責任を育む倫理・道徳の挑戦が焦点になっております。

持続可能な開発とは、将来の世代がそのニーズを満たせる能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発と定義されている。SDGsといっても、その営みが一過性ではなく、何年、何十年と続くものでなければ、持続可能な地球は保証されないのではないのでしょうか。

質問の最後に当たり、この3月御引退される3名の部長方には、大変お世話になりました。

村の総合計画にSDGsを取り入れた平野総務部長、念願の移動スーパーを走らせた吉田経済建設部長、未曾有のコロナ危機に強く御尽力された吉田保健福祉部長、皆さんが村長とともに本村の歴史に大きな足跡を残されたことに、深く敬意を表する次第であります。大変お疲れさまでした。今後も、村のため、村民のために尽くされるとお聞きしております。これからもよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時43分 散会

**令和4年第1回  
美浦村議会定例会会議録 第3号**

令和4年3月18日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第6号 村道路線の廃止について
- 議案第7号 村道路線の認定について
- 議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 美浦村統計調査員設置条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 美浦村村医、統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例
- 議案第11号 美浦村条例の読点の表記を改める条例
- 議案第12号 美浦村行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第13号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 美浦村債権管理条例
- 議案第17号 美浦村旅館業を目的とした建築の規制に関する条例を廃止する条例
- 議案第18号 美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）
- 議案第21号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第9号）
- 議案第22号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）
- (一括上程・委員長報告・討論・採決)
- 議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算
- 議案第28号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 令和4年度美浦村介護保険特別会計予算
- 議案第30号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 令和4年度美浦村水道事業会計予算
- 議案第32号 令和4年度美浦村下水道事業会計予算

議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の  
請願書

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第34号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第1号)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君

1. 欠席議員

11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君
-----	----	-----	-----	----	-----

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君					
教	育	長	富永	保君				
総	務	部	長	平野	芳弘君			
保	健	福	祉	部	長	吉田	正己君	
経	済	建	設	部	長	吉田	公一君	
教	育	部	長	木	鈴	昌夫君		
総	務	課	長	青	野	克美君		
企	画	財	政	課	長	菅	野	眞照君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	正	慶	將	暢
書					記	木	村	弘	子
書					記	渡	邊	涼	介

午前10時00分 開議

○議長(下村 宏君) 皆さん、おはようございます。

第1回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は10名です。

沼崎光芳君、小泉輝忠君、2名が欠席となっております。

これより、令和4年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第6号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第7号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第10号 統計調査設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第8号 美浦村村医、統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第11号 美浦村条例の読点の表記を改める条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第12号 美浦村行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

- 
- 議長（下村 宏君） 日程第 8 議案第13号 美浦村政治倫理条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

- 
- 議長（下村 宏君） 日程第 9 議案第14号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第15号 美浦村国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第16号 美浦村債権管理条例を議題といたし  
ます。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第17号 美浦村旅館業を目的とした建築の規制に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第18号 美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第21号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第22号 令和3年度美浦村国民健康保険特別  
会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第23号 令和3年度美浦村介護保険特別会計  
補正予算（第3号）を議題といたします。  
質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第19 議案第24号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第25号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第21 議案第26号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第22 議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算から議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 山崎幸子君。

〔予算審査特別委員長 山崎幸子君登壇〕

○予算審査特別委員長（山崎幸子君） 令和4年度美浦村当初予算の7議案について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和4年3月8日、本議会において設置され、同日、議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算から議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算の7議案が付託となりました。

特別委員会は、3月8日、14日の2日間開催いたしました。

3月8日の特別委員会においては、正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員長に、私、山崎幸子。副委員長に林 昌子君が選任されました。

3月14日の特別委員会では、当予算委員会に付託された議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算から議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算の7議案につ

いて、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算から議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算について、いずれも全員賛成により可決いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により、報告いたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

議案第28号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

議案第29号 令和4年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

議案第30号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

議案第31号 令和4年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

議案第32号 令和4年度美浦村下水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第23 請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書を議題といたします。

付託案件につき、委員長の報告を求めます。

総務経済副委員長 北出 攻君。

〔総務経済副委員長 北出 攻君登壇〕

○総務経済副委員長（北出 攻君） 委員長がですね欠席となっておりますので、副委員長の私より御報告をいたします。

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書についての審査の結果を御報告申し上げます。

総務経済委員会は、本定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、3月9日水曜日、午前10時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者 茨城県労働組合総連合 議長 白石勝巳氏、紹介議員は、岡沢 清議員です。

昨年、同様の請願が提出されたが、その際と比較しても現在の経済状況は悪化しており、利益を上げられない中での賃上げは企業の存続にも関わることから、本請願には反対といった意見が出され、全会一致で不採択といたしました。

以上です。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

請願に対する委員長の報告は、不採択です。

この請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（下村 宏君） 挙手少数です。

よって、この請願は不採択とすることに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第24 議案第34号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第25 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は各委員長の申し出のとおり、調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会をしたいと思います。御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年第1回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 岡 沢 清

署 名 議 員 飯 田 洋 司

署 名 議 員 山 崎 幸 子

## 美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

令和4年3月8日 開議

### 1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

### 1. 出席委員

委員長	山崎幸子君
副委員長	林昌子君
委員	下村宏君
〃	小泉嘉忠君
〃	北出攻君
〃	松村広志君
〃	葉梨公一君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	小泉輝忠君

### 1. 欠席委員

委員	沼崎光芳君
----	-------

### 1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局長	正慶将暢
書記	木村弘子

○議会事務局長（正慶将暢君） それでは、予算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、御協力よろしく願います。

---

午前10時28分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、10名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長が指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長が指名することに決定いたしました。

それでは、山崎幸子君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、山崎幸子君が委員長に当選されました。

御協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

---

○委員長（山崎幸子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の選挙の方法は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、指名推選により行うことに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
指名の方法については、委員長が指名いたしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
それでは、林 昌子君を副委員長に指名いたします。  
ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

---

○委員長（山崎幸子君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。  
なお、次回の予算審査特別委員会は、3月14日午前10時から開催いたしますので、  
よろしく願いいたします。  
お疲れ様でございました。

午前10時31分散会

**美浦村議会予算審査特別委員会**  
**(第 2 号)**

令和4年3月14日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第28号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第29号 令和4年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第30号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第31号 令和4年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第32号 令和4年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	山崎幸子君
副委員長	林昌子君
委員	下村宏君
〃	小泉嘉忠君
〃	北出攻君
〃	松村広志君
〃	葉梨公一君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君

1. 欠席委員

委員	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	富永保君
総務部長	平野芳弘君
保健福祉部長	吉田正己君
経済建設部長	吉田公一君

教 育 部 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	大 竹 裕 幸 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 澤 光 一 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 安 全 課 長	笹 倉 英 雄 君
上 下 水 道 課 長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	吉 原 克 彦 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

#### 1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開議

○委員長（山崎幸子君） 皆さんおはようございます。

予算審査特別委員会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席委員数は10名です。

沼崎光芳君、小泉輝忠君の2名が欠席となっております。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を再開いたします。

委員並びに執行部に申し上げます。

委員におかれましては、質疑の際、予算書及び予算説明資料の当該ページ並びに科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

また、質問される際、質問事項が2問以上にわたる場合は、1問ずつに区切って質問されるよう、あわせてお願い申し上げます。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用しはつきりと発言するようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今定例会において、当委員会に付託されました議案の審査を行います。

当委員会に付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第27号から議案第33号までの7議案となっております。

なお、一般会計予算の審査の順序については、歳入全般から行い、歳出については、款項目の項ごとに議会費から順番に行います。

---

○委員長（山崎幸子君） それでは、議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

初めに、歳入、12ページから39ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、歳入の質疑を終結いたします。歳出の質疑に入ります。

初めに、第1款・議会費、第2款・総務費の審査を行います。

まず、議会費、予算書40ページから43ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。続きまして、総務費の総務管理費、予算書42ページから73ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） すみません。総務管理費ではないんですが、その前の前提で確認しておきたいことがあるんですが、質問する場合においては、議案書及びタブレットのページを示してということにこれまでなっていますが、当初予算説明書の文言についての質問も許されるのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） はい、大丈夫です。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） それでは、当初予算説明書の4ページについて質問させていただきます。

予算編成の方針のところ、上から6行目あたりからのところで、「年々増加する社会保障関係経費等に対応できるよう、歳入の確保、歳出の縮減を図り、抜本的な事業の見直し等により財源捻出に努める」とあります。この事業の抜本の見直しについては、この予算書を作成する過程で事業の抜本の見直しというのはなされていて、当初予算がつくられているのでしょうか。それとも年度内に見直しながらということなのでしょうか。

もう既に、抜本の見直しというのが予算作成の段階でなされているとすれば、この抜本の見直しという表現あるいは文言は抽象的でありますので、簡単に結構ですが、抜本の見直しはどのようにされているのか、そこを質問いたします。

○委員長（山崎幸子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいま、岡沢委員のほうから御質問いただきました、予算の当初予算説明書のほうの4ページの予算編成方針、そちらの予算編成の基本方針の中の書きぶりといいますか、抜本的な事業の見直しという定義について御質問いただいたということですのでよろしいと思うんですけども、そちらに関しまして答弁をさせていただきます。

こちらの抜本的な事業の見直しという記述に関しましては、予算編成方針の中の予算編成の基本方針として記載をしているものでございますので、予算編成の過程におきまして、各事業の抜本の見直しをやりながら予算を編成したものでございます。

本日、皆様に御審議をいただきます予算に関しましては、今、岡沢委員のほうから御指摘いただいたものの言い方をすれば、予算編成の中で抜本の見直しをした結果として提案をさせていただいているものというものになるものでございます。

年度内に見直しをするのかどうかという、一部質問もあったという形になっておると思いますけれども、事業に関しましては行政予算ですから予算を編成いたしまして、議員の皆様にお審議いただいて認められたもの、これを執行していくという形になっておりますので、予算を認めていただいたものに関しましては、当然その事業、当該事業に関しましては、つけていただきました予算が執行されていくという形に当然なります。

抜本の見直しに関しましては、その前段のところ、社会保障関係経費の歳出増に対応できるように、要は歳入を確保して歳出を縮減することによって財源を確保していくという流れになりますので、当然今、令和4年度の予算を審議いただきますけれども、令和4年度進行していく流れの中で、当然、役割を終えた事業とか国の施策が変更したことに伴いまして、当該事業が役割を終えておれば、それは令和5年度の予算要求の中でまた、それが今度は予算として計上されなくなっていくという形が当然あるべき姿になりますので、そういうものを意識しましてそういう言葉を、今回予算4年度の予算を編成するに当たりまして——これはまず、職員に提示したものに当然なるわけですが、こういう考え方で4年度の予算を編成するので、抜本的な

見直しにも対応していくよというふうな編成の方針でございます。

ちょっとすみません、周りくどいんですけれども、今回の予算——皆様に御審議いただく予算は、既に抜本的な見直しをした結果として令和4年度の予算を編成してあるということが一つ。

もう一つ、年度途中で見直しをしないのかという御指摘でございますが、当然、世の中は日々変わっていきますので、見直しは随時しておりますが、行政の予算の性質上、議会で予算を通しいただいた事業に関しましては粛々ときちんと執行していくという形になっております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） そうしますと、どのように見直しされたかというのを理解するためには、行政評価シートを見るのが一番よろしいと考えればよいでしょうか。

さらに、この行政評価シート、つまらないことなんですけれども、令和2年度となっているところが、行政評価シートに記載されていますが、なぜかなどきのう読んでいてわかったものですから、この直前に質問する機会はなかったのですが、これは令和4年度あるいは令和3年度、それとも令和2年度で正しいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今、岡沢委員のほうから御質問いただきました「令和2年度」という表記が非常に分かりづらいということだと思っておりますけれども、実はこれに関しましては中の各課長等からも「これ菅野課長、分かりづらいよね」という御指摘をいただいております。

まず、今回皆様にお示しをさせていただいております行政評価シートの構成といたしまして、1ページ目と——すみません、各事業が全部2ページごとになっております。1ページ目と2ページ目に関しましては、これ全く実は別物でございます、今回予算審議に当たりまして重要になってくるのは、基本的には1ページ目というふうを考えております。

1ページ目の左方のところには、対象年度が令和4年度という表記になっておると思っています。これが令和4年度の予算編成をしていく、行政を執行していくに当たりましての、いわゆる実施計画的な形になっております。

2ページ目をめくっていただきますと、令和2年度という行政評価シートということで、今、令和3年度で令和4年度の予算編成をしているのに何で令和2年度というふうな疑問を持たれると思うんですけれども。2ページ目に関しましては、令和2年度に執行した事業で、それに対する行政評価を各課が行いまして、指標の管理であったりとか事業評価をいたしまして、そこに記載をしておると。令和4年度の予算を編成するに当たりましては、当然令和2年度の実施の結果、それから現年度で令和4年度の予算を編成するわけでございますが、2・3・4という基本的には3か年の事業

の執行状況を確認しながら予算をつくっていきますので、1ページ目だけを議員の皆様に出すっていうのも一つの選択肢としてあるんですけども、村で今進めております行政評価のくくりといたしましては、1ページ目の令和4年度を、今やろうとしている来年度の予算編成に伴う実施計画、それと2ページ目の去年やった事業の結果、それをお示ししながら令和4年度の事業の予算を御審議いただいたほうが分かりやすいのではないかとということで、2ページ単位で出しておるものでございます。

決算審査が9月に行われますが、そのときはこの2ページに加えまして、2枚目の行政評価シートに対する、今度は事業報告書というものも1枚おつけて、お出ししております。ですから、決算審査のときには1事業が3ページ、予算審査のときは1事業が2ページ。

今、岡沢委員のほうから指摘がございましたが、実は、本当は1ページだけでもものとしては——予算審査に伴うものとしてはいいのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、昨年度の事業の評価もあわせてお示しをさせていただいてる。運用上そうさせていただいておりますので、年度の表記としては非常に分かりづらいんですが、1ページ目が実施計画に該当する——来年度に対する事業のくくり方と、あと、予算も昨年度から3か年分。令和6年度まで実績と、令和3年度の予算、令和4年度の当初予算、それから令和5年・6年の見込みですね、粗見込みになりますが、それもお示しするのが1ページ。

2ページ目は、先ほど申し上げましたように、昨年度どういう事業を行ってどういう評価をしたかというものも一応……これはあくまでも、参考資料にはなりますけれども、お示しをしているということになりますので、年度については非常に分かりづらいんですが、きちんと私ども行政サイドとしても、やっているものを議員の皆様にお示しをしたほうが、議員の皆様も参考になると思ひまして、2ページ単位で今お出しをしています。

議員の皆様から2ページ目要らないよということであれば、1ページだけ出すことも全然できます。それは議員の皆様で行政サイドに指示をしていただければ、来年度からそうすることも可能であるということをおし添えたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか、岡沢委員。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） あの、59ページは、予算書の59ページのことではオーケーですよ。今、岡沢委員もおっしゃったんで、本当は令和2年度と予算に乖離があればって、その辺聞こうと思ったんですけど、そっちはいいです。

59ページなんですけど、予算書の59ページなんですけど、その企画事務費——上から1、2、3——2の企画事務費の中ですね、下のほうへ来て、行政情報化推進事

業の上、25番の美浦村公募型補助金ということについてちょっとお伺いしたんですけれども。たしか去年、地元に住んでいる——美浦村に住んでいる外国人の子供らが、子供たちの何か、あの何だ、教える先生、何かそういうことで聞いた記憶があるんですけども、今年は予算等々においてはかなり減っているようなので、減る分にはいいんでしょうけども、どのような具合になってるのかちょっとお伺いできればと思います。子供が、逆に習う子供がいないとか、そういう部分における予算のほうは減らしてあるのかどうかという事です。

○委員長（山崎幸子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員から今、御質問いただきました、総務管理費の企画費の、2企画事務費の負補交ですね、負担金補助及び交付金の25番美浦村公募型補助金に対する御質問だと思います。それに対してお答えをしたいと思います。

塚本委員のほうから外国語ボランティアの話がちょっと出ましたけれども、この美浦村公募型補助金のほうに関しましては、実はそれではなくて、今年度執行したのが、陸平をヨイショする会が、今、ヤマユリ——美浦村の花でありますヤマユリを咲かせたいということで、今事業を進めておりまして、それに対して補助を今年も執行しておりますが、3か年間のみ。基本的には、何かやるたびに補助金欲しいよという申請を村のほうにさせていただく仕組みがございます。それに対しまして審査をしまして、3か年に限り補助金を給付するというのが、この美浦村公募型補助金でございます。ですから来年度予算、一応3万円という形になっておりますが、もし、新たに新規事業とか起されれば、それは補正をお願いして補助金を支給していくということなので、これは幅広でございまして、住民のために住民の皆様がグループとかをつくっていただいて、こういう補助金でこういう活動をしたいよってことを申請していただくと、要綱がございまして、その要綱にのっとった決定支給をしているというものでございます。

今、塚本委員のほうからいただきました、国際ボランティアのほうに関しましては、日本語学校といいますか、学級といいますか、その事業をするに当たっての補助金を出してます。それはまた別物ということでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員、よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の徴税费、予算書72ページから81ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。  
続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、予算書80ページから85ページについて  
質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終  
結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、予算書84ページから89ページについて質疑を許しま  
す。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。  
続きまして、総務費の統計調査費、予算書88ページから91ページについて質疑を許  
します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたし  
ます。

続きまして、総務費の監査委員費、予算書90ページから93ページについて質疑を許  
します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたし  
ます。

ここで、執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時22分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3款・民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、予算書92ページから109ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の児童福祉費、予算書110ページから127ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の災害救助費、予算書126ページから129ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行いますので、自席にて休憩といたします。

午前10時24分 休憩

---

午前10時25分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4款・衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、予算書128ページから141ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の環境衛生費、予算書140ページから147ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、予算書146ページから149ページについて質疑を許し

ます。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 行政評価シート、しっかりしているんで、ほとんどのところですね、私としては……

○委員長（山崎幸子君） 北出委員、ページ数をお願いします。

○委員（北出 攻君） （続き）まだ、今から言います。しっかりしているんで、なかなかあの質問っていうところも、ほとんどないんですけれども。

まず、予算書147ページの事業、4番不法投棄対策事業費の会計年度任用職員報酬69万円となっております。これ、今までだと多分、月10万円くらいとして考えると、年間120万円くらいになっていたのかなと思います。これはあれですかね、そういう事案も少ないというようなことから、週2回とか3回とかやっていたものが毎月週1回でいいだろうとか、そういうことで減らしたということですか。それとも、1日の単価を下げたというようなところなんですか。この辺をちょっとお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 北出委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度まではですね、今おっしゃるように、週2日で管理官のほうを配置をさせていただいております。

令和2年からですね、その方がやめられて、中島さんという方が新しく配属されたんですが、その方は稲敷市で週4入っております、美浦ではちょっと週1しかできないという条件で来ていただきました。

当初ですね、もう1人探してはいたんですけれども、中島さんが一生懸命やってくれていてですね、実は週1ではあるんですが、稲敷市勤務でもあるので、ほかの曜日でもお声かけすると来てはくれてはいるんですね。

うちのほうとしても現在週1で稲敷市と共同で事業取組をさせていただいておりますので、稲敷市の協力もいただいて円滑にはやらせていただいているんですが、今後もし、中島さん以降につきましては、できればうちのほうとしては、近隣町村でも不法投棄等たくさん増えてきてございますので、財政当局ともちょっと調整をさせていただいて、週2なりの体制で臨めたら一番よろしいのかなという考えでおります。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） これに関しては国のほうでもまあ、事業の強化をしていくと、美浦村もですね、やっていると思います。それで今の説明だと、多分、週1にしたから減ったんだよというような説明だったかと思います。で、美浦村としても、多分不法投棄、これに関しては多分ゼロというようなことではないと思いますので、今後ですね、前の前の前になりますけど、最初の不法投棄の管理官に関しては週2回、稲敷

市についても週2回というような形でやっただいていてと思いますので、こちらに関しては早期発見と早期解決を目指すためにも、今来ていただいている中島さんという方にですね、できれば2回来ていただいて、そういう事案がないのであればもう、まず週1回とか、2週間に1回でもいいと思うんですけども、あるということであれば今後ともですね、強化していくというようなことで、週2回にしてもらおうというようなことで考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。  
ここで、執行部の入替えを行います。  
自席にて休憩といたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時33分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5款・農林水産業費、第6款・商工費、第7款・土木費、第8款・消防費の審査を行います。

農林水産業費の農業費、予算書148ページから159ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 予算書の157ページと、評価シートのほうでいうと301ページですね。農業振興費の中の11番、新型コロナ農業経営安定対策事業についてお伺いをいたします。

この中ですね、今回は農業経営収入保険加入促進事業補助金というふうになっておりますけども、この内容とですね、それから対象人数、計算基礎等を教えていただければありがたいというふうに思います。

○委員長（山崎幸子君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 下村委員の御質問にお答えいたします。

農業経営収入保険加入促進事業につきましては、財源は新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を予定してございまして、農業共済組合員が実施している収入保険の保険料及び手数料、ただし積立金は除きます——の助成を行います。2分の1補助で、上限は1人につき10万円でございます。

積算基礎は、見積り1人10万円掛ける50件、500万円を予定しております。

対象者としては、村内に住所のある個人または法人で青色申告が必ず必要です。収入保険の加入者であること、村税等の滞納がないこと。

対象期間は、4月1日から12月31日までに契約をしたものでございます。

申請期間は、令和5年1月31日までとしまして、人数ですけれども、現収入保険の加入者は17名でございます。

同じように保険の収入保険ではなくて、ならし対策といたしまして認定農業者のみが加入できる対策がありますけれども、こちらのほうは45名の方が加入してございます。45名のうち青色申告をしている方が11名ですので、この11名の方は収入保険に移る可能性がございます。

県内の状況といたしましては、同じように臨時交付金で対応してるところが、ひたちなか市、笠間市、行方市。一般財源で対応してるところが、大子町でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございます。

これから本当に、農業のほうもコロナに関係してですね、農産物の売れ行きとかいろいろんなものがさわってきております。米の価格もかなり下がってきております。そういうことですね、米農家に対しても、将来はこの価格が続くとやっていけないというような状況になると思いますので、こういうものに対してもですね、何とかならし対策のほうでも少し考えて今後はいつてほしいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） ページ今から戻りますけど、153ページの予算書でございまして、そんで行政シートのほうだと、どこだ。289ですかね。行政評価掲載……そこのですね、農村公園管理費の中で、ちょっと過去に、これ説明を受けてたら本当ごめんなさい。私のほうの聞いてなかったってことになっちゃうんですけども。ここで……ページめくって155へ来て、ここの15番の……15の原材料費85万円。施設の材料、どっかこれを直す、多分直すんでしょっていう85万円ですと予算とってると思うんですけども、そこをちょっと説明をお願いできればと思います。

○委員長（山崎幸子君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） こちらについては、木原城山公園のチューリップ代でございまして。毎年、施設材料費のところ、チューリップを購入してございます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） すみません。せっかくなので、ここのですね、土地の借上料として約120万円くらいなんですけど、多分、城山公園なり、またうちのほうの大須賀津にある農村公園なんかとかもそうなんですか。それと行政シートだと、さざなみ荘跡地なんていうのもちょっと出てるようなんですけど、3か所くらいね。それ、全部

のあれなのかな、その辺ちょっと御説明をお願いできればと思います。

○委員長（山崎幸子君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） こちらの借上料につきましては、木原城山公園の借上料と木原の水友園の借上料でございます。

さざなみ荘につきましては、村の土地ですので。大須賀津農村公園につきましても村の土地ですので、こちらのほうは含まれておりません。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 大丈夫ですか、塚本委員。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の林業費、予算書158ページから159ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の水産業費、予算書158ページから161ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、予算書160ページから163ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、予算書162ページから165ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木橋梁費、予算書164ページから169ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 予算書の169ページで、評価シートはちょっとわかんないんだけど、ちょっと見てもらっていいですか。2番の橋梁維持補修事業費なんですけども、かなり令和2年度から比較すると2,000万円も減ってきているというなことで、これもし事故につながるようなことがあると困るんで、その辺はきちんと管理はしてほしいと思います。

それとあと、村道105号線、もう数年前に約束してある件なんですけど、これ予算に載ってないんですよね。ずっとできてないです。途中までできていて、その先ができてないっていうのは、やはり、そこの周りに住む人たちは「やらねえのか」っていうのは、実は意見が出てきておりますんで、こういうものをですね、約束ですんで、やると言っているんで。村長、この辺についてちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） まず、担当課から、載せたか、載せないか。

○委員長（山崎幸子君） 米澤 都市建設課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 御質問ありがとうございます。

下村委員のほうからあった件についてなんですが、まずは、橋梁の問題については、引き続き村のほうは、毎年橋梁のほうは修繕をやっていきます。また、御迷惑かけている部分については、お知らせいただければ村のほうでもどんどん対応していきたいなというふうに思っています。

また、村道105の延長・延伸の工事についてはですが、引き続き本課としては、大須賀津方面まで抜けるまで順次、やっていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 今、米澤課長のほうからありましたけども、105号線、また向こうの上新田木原線に接合するまでは結構かなりの距離があるんで、今の状況のままではなく予算をとりながら拡幅していくということで、村のほうでは事業の中に入っておりますから、順次、予算の部分——来年度、小学校の建設がもう目鼻立ちがたてば、そういう幹線道路については当然やっていくべきだというふうに思っておりますので、順次、予算のほうは確保してやっていきたいというふうに思います。

○委員長（山崎幸子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございます。

できるだけ早急にやれるように、御努力のほうをお願いしたいと思います。

また、橋梁費、減っている部分、本当に心配されます。事故を起こしたら村に必ず賠償金がきますんで、そのようにならないように、管理のほうよろしくをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） ただいまのですね、議長からの——下村委員からの質問に関連することです。

105号線、現在工事がまだ未着工のところに関しては、草、道路のわきの草に関して「かなり通行にも支障があるよ」というようなことで、秋口ですね、私、住民からちよっと私のほうにありまして、建設課長のほうにもお願いをした経緯がございます。

今後、今年もですね、維持補修工事に関しては、昨年度より……これでいいのかな、まあいいか、それはいいとして、増えているような気もしますので、今年もですね、そういうところの通学路にもなっているところでもありますので、工事が進まないのであれば、そういう草刈りの除去ですね、雑草除去についてもしっかりとやっていただくように、私からはお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 米澤 都市建設課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 御質問ありがとうございます。

北出委員のほうからありました105号線の草刈りについて、主要道路及び通学路については、ここも含めて本課として一生懸命、草刈り等対応していきますので、今後とも御指導よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑ある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、予算書168ページから173ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたし

ます。

続きまして、消防費の消防費、予算書172ページから179ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書177ページ、評価シート361ページをお願いいたします。

評価シートのほう、まず、見ますと、これは362ページのほうですか、まずは見ますと、自主……案件はですね、すみません、申し遅れました。3番災害対策事業費の中の補助金、自主防災組織結成費補助金についてお尋ねいたします。すみません、戻ります。話が飛んで申し訳ないんですが、評価シートの一覧の中で、成果指標、上の活動指標の下ですね。これの自主防災組織所属人数について、令和2年度から令和3年度にかけて非常に上がっているということで、非常に頑張っていたのかなということを含めて、その前のページ361ページを見ていただくと、私が聞き漏らしていたのかもしれないんですけども、事業費が令和2年度807万円ということに対して、令和3年度が176万5,000円ということで、今後、自主防災組織さらに力を入れて拡大していくという流れの中で、これは、理由はどのようなものなのかちょっとお尋ねいたします。

○委員長（山崎幸子君） 執行部のほうの答弁、笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

現在ですね今、申し上げた自主防災組織の結成につきまして、全国的に推進が進んでいるところがございます。自主防災組織についても、もうおそらく20年来の美浦村の中でも結成がスタートいたしまして、随時、地区、または消防団と共同して組織の結成がなされているところではございます。

また先般ですね、ここ数年にわたりまして、各地区からの協力について消防団に活用できる場合にはですね、自主防災組織の結成が必要大前提であるということからですね、今年度特にですね、各地区に説明をさせていただいて、また地区座談会等にもお邪魔させていただいて、地区防災組織の在り方について、各地区、または消防団についても御協力、説明をさせていただいております。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

経緯については、私なりに承知しているつもりであります。数年前に同僚の飯田議員がこれ、一般質問でこの件取り上げて、それで村のほうでもこの予算の結成に対する手当が、力が入ったのかなと思うんですが、これについてお尋ねします。

これ、1回の結成時、また、その地区に対しての補助金というのは、1回限りでしたですね。額が固定の金額ということで、これはどうなのでしょう。今後、それを自主防災組織として継続していく上で、また、立ち上げの段階において、この金額が

妥当なのかどうか。

それともう一つは、この、今回の予算の10万円ってのは、これは、どんなふうに予算取りの経緯されてるのかについてちょっとお尋ねいたします。

○委員長（山崎幸子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

自主防災組織の活動費につきましては、茨城県のほうも力を入れている事業でございまして、県単補助事業になってございます。

また、地区がたくさん——今回これ、1地区10万円ですけれども、たくさん、また地区からの要望がございましたら、補正等で対応させていただければと思っております。

また、1区につき10万円ということではあるんですが、一応県のほうではですね、例えば舟子地区であれば、上舟子で自主防災組織結成——もし仮にですね、例えばなんですが、もっと広域にまた自主防災同士で組織を結成すれば、また補助金の対象となると伺ってございますので、その辺については、まだ我々としては単体の地区で自主防災組織の結成を説明をさせていただいておりますので、今後ですね、またさらに今、人口減少等、地区両隣の地区等の協議が進む中であれば、また新たな説明をさせていただくと考えてございます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 了解しました。

これは質問というのも、提案なんですけど、各地区1回限りの予算っていうことで、これまあ、すぐに問題が起きるということはないかもしれませんが、万が一の災害において、そのときに使われて初めて役に立つということで、そのときに蓋を開けたら実際もう、もう使えない、食えないということにならないために、定期的に入替えとか、処置をしていく必要があるのかなというふうに思うんですね。

何が言いたいかといいますと、毎年予算をとっていく中で、もう定期的に順繰り、地区ごとにそれを、中身の保存のものを、まあ耐用の機材なり見直しをしていくっていうことが必要なのかなと。その辺の予算の編成を今後検討していただけたらなあというふうに思います。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質問のある方は。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 予算書の177ページの事業費4番、屋外防災行政無線管理費でございますけれども、以前ですね私、地区からの端末っていうか、何ですか、スピーカーをつけていただきたいと。なぜかという、聞こえないところがあるよという

ようなところで、2か所ほどつけていただいたというような経緯がございます。

いろいろなところからの住民からの声が上がってきていて「2か所以外にもかなり聞こえない」って。「何でお前のとこばかりつけて」というようなことで言われているところもあります。令和4年度に関して、そういう聞こえないところとか、そういうのを調査をする予定があるのかどうかちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（山崎幸子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 北出委員の御質問にお答えいたします。

御質問がありましたとおりですね、全ての住民の方のところにはですね、今言った問題が発生しているというなことは随時、生活安全課のほうにもお話がございます。

ただ、今回のこの屋外防災無線ですね、部屋の中まで聞こえるというものという音量にはなってございません。あくまでも外出時、または子供たちの登下校時によく聞こえるように配置をしてございます。

また、当初の調査の段階でもですね、全て同じ音量で網羅できている状態ではないのは承知してございます。

また、今後の調査等につきましては、今までのコンサルを入れさせていただいた資料をもとに随時——予算のこともございますので、お話をお伺いしながら対応させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 了解です。

確かに予算面、これが確かに厳しいであろうと思います。この辺で余裕があるのであれば、笹倉課長もじゃあ、来年2基もつけましようよというような話をしてもらえるんでしょうけどもね。そういうことで、厳しい財政の中で運営をしていくというようなことでもありますので、住民の声も届いていると、課のほうに届いているというようなこととございますので、私からもそのような要望をしておくというようなことでよろしくお願ひを申し上げます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） まさに今のところなんだけど、私もちょっとここを質問しようと思ってたんですが、今の屋外防災行政無線管理費のところ、まず今回、1……需用費の中で電気使用料等々ですね、23万8,000円、行政評価シートのほうを見ると、そちらの何ページだ、三百六十……2だか3だか……失礼。2、3、4あたりだと思いましたが。事業概要に五つの——IP電話設置であるとかJ-ALERTとか、いろいろそういうのが出てた部分があります。その辺もからの、絡んで、令和3年度の予算だと電気料などが出てきてないんだけど、今回ちょっと出てきてるようなので、そういう新たな概要等々の部分でかかるようになったんでしょうかね、その辺のことをお伺いしたいのと。

さっき——あと、北出委員のほうから先ほどありました、今後そういった設置台数

どうなんでしょうかってことなんだけど。委託料、保守点検等々の管理費で940万円からとってるわけなんで、年に2回ぐらいやるのか、何回あれをやるのかわかんないですけども。試験的にあの——大須賀津なんか、もう実際行って全く聞こえないような状態なんで、バートとこうやるとか、なんかそんな試験等々の要望を出しておきたいと思います。トレーニング・センターではそうそうはできないでしょうけど。うちのほうの田んぼ地帯はもっと、もう、よそよりも大きく出してほしいということでお願いしたい。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員のほうにちょっと確認、ただいま電気使用料っておっしゃって——

○委員（塚本光司君） 電気です。電気が何か新規で出てきてるようなので。

○委員長（山崎幸子君） 13番のほうで電波使用料っていうのもあるんですけど、電気使用料のほうでいいですか。

笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 塚本委員の御質問にお答えいたします。

屋外防災行政無線につきましては、先ほど——今までの業者で資料を、調査資料ございまして、その中でやりくりさせていただいて、また、大須賀津地区につきましても、その資料をもとに、また今後検討させていただければと思います。

もう一つですね、電気使用料のほうなんですけど、昨年屋外防災行政無線管理費というのがもともとございまして、もう一つですね、災害対策事業費というのがございまして。その前にですね、防災無線につきましては、予算項目が少し分かれておりまして、令和4年度から防災行政無線につきましては、全て屋外防災行政無線管理費のほうに移行させていただいております。その関係で、ちょっと今年度・来年度の行政評価シートちょっと見づらい部分ございましてけれども、全て屋外防災行政無線管理費のほうに移行したということでございまして。よろしく申し上げます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） じゃ、違うところから——今までかかってないものが急にかかったってことはないと考えていいんでしょうね。違うところで項目等々で入れ替えをしたってということで、今回この防災行政無線のほうのところでは予算に入ってきてるってことであって、去年までは違うところで、それはかかってましたってことではないんだよね。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行います。

皆様に申し上げます。

それではここで、休憩といたします。

再開は、ここの時計で11時15分とさせていただきます。

午前11時02分 休憩

---

午前11時14分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9款・教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、予算書178ページから187ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 予算書の183ページなのですけども、ここの部分の4番の学習充実指導講師配置事業、あと次の5番の特別支援教育支援員配置事業費、これひっくるめていいんです。要は、この行政シートの370ページから371、その辺の前後において、これは……これ……370ですね。行政——これは、令和2年度行政評価シートから来てて、この下のほうの総合評価の部分で「文部科学省の意見では」ってきてて「学校の要望も多いんですよ」と。配置してくれっていう要望が多いんですよということで、最後の締めで「免許更新制度等、人手不足の影響もあって講師の人材確保が困難な状況にある」というような意見で書いてあるんですけども、実際に——予算書の183に戻って、4番の学習充実指導で、5番の特別支援教育——昔、介助員ってやってたやつだと思うんですけどね。それも含めて、実際に人材の確保っていうのは来年度できているんでしょうか。それだけで結構です。

○委員長（山崎幸子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 塚本委員の御質問にお答えいたします。

9・教育費、教育総務費の事務局費、そこの事業番号4、学習充実指導員講師配置事業、それから、事業番号5、特別支援教育支援員配置事業費のそれぞれの人員・人数が足りてるかどうかというところで御質問いただきました。

結論から申し上げますと、人数のほうは来年度、令和4年度につきましては充足しておるところでございます。

具体的に申し上げますと、学習充実指導員の配置につきましては4人を予定しております。木原小学校が2人、大谷小学校が1人、美浦中学校が1人を予定しております。

また、特別支援教育支援員の配置につきましては8人を予定しております。木原小学校が1人、安中小学校が1人、大谷小学校が5人、美浦中学校が1人を予定しております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 去年のやつだったのか——あれっ、ここで読んだのかちょっと記憶があやふやで申し訳ないんだけど。今まではほら、一対一等々でやってる——例えば介助員の件ですね、昔でいう介助員。今の5番の、要するに支援教育支援員のほうですか。それに関して、例えば1人で何人かを見るよってというようなことで、多分ちょっと見た記憶があるんですけど。そういう今回も、令和4年度もそういう形での人数割というふうな考えでいいんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） お答えいたします。

塚本委員のおっしゃるとおりでございます。令和3年度から特別支援教育支援につきましては、以前は一対一であったものを、令和3年度から子供たちの自立を優先することにいたしまして、一対複数名という形で対応している状況でございます。令和4年度につきましても、同様の対応をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） それは頼まれたほうはね、今まで1人で見てたところを2人でみてよとかいう部分で、できませんとも言えないんでしょうけども。御本人さんも、いやあストレスだの、そういった担当の人ね。ストレスになってどう……「いやだよ」とかそういうことはない。「分かりました、じゃそれは進んで引受けますよ」っていうことの範囲と考えていいのかな、そこを。本人でないとわかんないでしょうけど。「できません」って言ったら、「雇いません」となっても困っちゃうんだろうけど。

○委員長（山崎幸子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） お答えいたします。

こちら当然、配置をする以前につきましては、条件についてお話をしているところございまして、御本人の気持ちについては、なかなか内面のところは難しいところございまして、大きな意見等なく、皆様、真摯に対応してもらっているところでございます。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか、塚本委員。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書の185ページもいいんですよね。

○委員長（山崎幸子君） はい。

○委員（松村広志君） すみません。予算書185ページ、タブレットのほうが379ページになりますか。で、9番の美浦村教育クラウド事業費の12委託料、これのパソコン設定委託料についてお尋ねします。

これが、昨年度予算と比べて、前年度予算と比べて410万円とられていますけども、この部分がちょうど美浦村教育クラウド事業費の増額分に該当するのかなと、ほぼ該

当するのかなと思うんですけども。これの内訳、台数と設定の単価、幾らぐらいかちよっとお尋ねいたします。

○委員長（山崎幸子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 松村委員の御質問のほうにお答えいたします。

事業番号9、美浦村教育クラウド事業費の委託料パソコン設定委託料の話でございます。

こちら、委員おっしゃいましたとおり、昨年度から令和4年度にかけまして増えた経費というのはこちらになります。

理由につきましては、現在作業中でございますが、リモートによる授業、こちらの完全な実現を目指すために、それぞれのパソコンの設定の改修をするわけでございます。

こちらにつきましては、各年度でそれぞれの設定の費用がかかるものでございまして、令和4年度の設定の総額といたしまして410万6,000円を計上してございます。

内訳といたしましては、新小学校、それから新中学校1年生のアカウントの更新ということでございまして、こちらが単価1,700円掛ける200台、それからタブレットのですね、再セットアップということがございまして、こちらが単価3,200円掛ける1,060台というような見積りになっています。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか、松村委員。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、予算書188ページから201ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費、予算書202ページから209ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の幼稚園費、予算書208ページから215ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、予算書214ページから233ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の保健体育費、予算書234ページから245ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行いますので、自席にて休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午前11時26分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10款・災害復旧費、第11款・公債費の審査を行います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、予算書244ページから245ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費予算書246ページから247ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。  
以上で、議案第27号 令和4年度美浦村一般会計予算の質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
ここで、執行部の入替えを行いますので、自席にて休憩いたします。  
午前11時28分 休憩

---

午前11時29分 開議

- 委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案第28号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。  
質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
岡沢委員。

- 委員（岡沢 清君） 議案書の277ページです。行政評価シートについてはちょっと参考にならないので、議案書のほうだけで説明させていただきます。

277ページの支払準備基金積立繰入金で、1,500万円計上されています。これについては、別議案の国民健康保険税条例の一部改正のところで、均等割の若年層の軽減分の財政措置ということで、厚生文教委員会のときに説明を受け「財政措置はどのなるんですかと、軽減分のはどこから出すのか」という質問をしたんですけども、その際に「支払準備基金の積立金がかなり余裕がありますから、そちらから出せます」というところで、一般会計の民生費からの法定外繰入とか、そんなことは考えてないということがあったんですが、私の言った国民健康保険税の均等割の軽減分は、この1,500万円を歳出に充てるために繰り入れる——支払準備基金から繰り入れるという認識でよろしいのでしょうか。

- 委員長（山崎幸子君） 鈴木 国保年金課長。

- 国保年金課長（鈴木 章君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

国民健康保険税、今回の条例改正で国の制度、6歳までの子供の均等割を半額減額する、村の施策として7歳から18歳までの均等割額も同様に半額の減額するという条

例をお願いをし、改正をお願いしているところですが。

財源として、まず、国民健康保険税、国の制度と村の制度と適用した場合に、税収が不足——不足といいますか、少なくなる見込みがあります。その見込額というのを算出しまして、それを補填する。歳入歳出のバランスをとる、補填する数字として、支払準備基金からの1,500万円の繰り入れ。

また今回、3方式から2方式に、県のほうで令和4年度からやる市町村に対しては、県から補助金を出すということで、この金額、交付金が240万円見込まれております。

また、その税収の繰越し分、滞納繰越し分も含みまして、大体2,200万円くらいを税のほうで不足する金額に充てることとしております。

その不足金額2,254万円の内訳ですけれども、まず、税率の改正で税率の切替え、端数の切捨てによる不足分が430万円ほど。

また、18歳以下の均等割、5割軽減をする村の施策によって足りなくなる額が、人数で積算積み上げたところ、320万円ほどあります。

また、全体の税率を下げることによって1,500万円くらい不足と見込まれ……少なくなると見込みますので、その三つの合計で2,254万円、収入のほうの不足ですね。

歳出のほうは、先ほど先に申し上げたもので、基金からの繰り入れと、残り二つの項目で補填するような形、そのようなものの形で予算のほうは組んでおります。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員、よろしいですか。

○委員（岡沢 清君） この前も説明をお聞きして、じゃ、この支払準備基金繰入金1,500万円は、国民健康保険税条例——つまり、若年層の均等割にそのまま充てると考えてよろしいのですか。それとも、繰り入れた金額1,500万円のうち、別の用途もあるということもあり得るのですか。

○委員長（山崎幸子君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 岡沢委員の質問にお答えします。

1,500万円の繰り入れは、子供の均等割を減額をしたもののみでなく、全体的に令和3年度より税率を下げる算定しましたところ、下がるような形に結果出て、試算しておりますので、全体をプールした形で1,500万円を含みの2,254万円。

また、歳入についても、全体の税率を下げることを含めたものと、18歳以下の均等割の半額の減額、それを含めたものと全体の中でプールした形で補填するものという目的で、支払準備基金の取り崩しを考えております。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 今後、税率改正——例えば3方式が2方式に変わるわけですが、そういった税率の改正であるとか、あるいは均等割の軽減率の変更とかがないものとして、この子供の均等割（7歳から18歳までの村単独事業費）としての負担分は、財源措置措置としては支払準備基金から捻出できると考えてよろしいですか。

○委員長（山崎幸子君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

現在の1人当たりの保有額、総額の保有額から見ましても、県内でも結構上位のところ、1人当たりの金額が保有しております。

また、制度的にも今後、納付金——国民健康保険事業費納付金の額に合わせて税率の見直し改定というのやっていくべきだと思いますが、現時点では支払準備基金を取り崩す形及び繰越金を活用する形で財政の運営をやっていきたいと思います。

個人的な見解になりますけれども、令和4年度の予算編成のような金額ならば、あと数年は枯渇するような状況にはならないと思いますし、もし、そろそろその基金の残高がなくなってきた、制度的にもその支払い——子供の均等割の5割、半額軽減というのが危ういというときには、また改めて税率を上げるというような検討をして、議会のほうにお諮りしたいと——当然、首長の意向とかが反映するものですが、国保担当課長としてはそのような考えでおります。

○委員長（山崎幸子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 今後のことについてお尋ねしてしまいましたけれども、鈴木課長おっしゃいますように、税率の改正であるとか、あるいは制度そのものの変更とかによってどうなのかって将来のことを聞いてしまって、それが妥当であったかどうかというの自分でも判断がつかないんですけれども、当面数年は、村単独事業部分は続けていけるとおっしゃいましたが、数年って言うてもいろいろな考えがありますけれども、四、五年くらいは今の財源というか、財政支出で続けられると、そのように認識してよろしいですか。

○委員長（山崎幸子君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

実際のところ、令和2年度決算で基金の保有残高というのが後ろのほうにあります。1億5,300万円ほどありますけれども、今回令和4年度予算で1,500万円取崩しですので、このベース、その経済的な事情とかも反映して、積み立てあるいはその取り崩しの額というのは今後発生するかと思いますが、5年程度でしたら十分にやっつけられる金額ではないかと判断しております。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 議案第29号 令和4年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 議案第30号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 議案第31号 令和4年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 議案第32号 令和4年度美浦村下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 議案第33号 令和4年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。  
長時間、大変お疲れさまでした。

午前11時44分 閉会